

【委員会記録】

児島委員長

ただいまから関西広域連合特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会の付託議案の審査についてであります。

付託議案につきましては、お手元に御配付の議案付託表のとおりであります。

まず、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会3月定例会について、御報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 関西広域連合議会3月定例会について

福山委員

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

さる3月3日に関西広域連合議会平成24年3月定例会が開催されましたので、その概要を報告させていただきます。

まず、議員提案として、関西広域連合行政にかかわる基本的な計画を、連合議会の議決対象とする条例の制定が提案され、全会一致で原案が可決されました。

次に広域連合長から、広域的ドクターヘリの配置運航経費、2億1,277万4,000円を含む総額6億5,446万7,000円の平成24年度の当初予算、事業費の節減などによる2,509万5,000円を減額する平成23年度の補正予算、通訳案内士登録申請手数料などを定める手数料条例、分野別広域計画を関西広域連合行政にかかわる基本的な計画として定めること、などが提案されました。

これらについて、私を初めとした連合議員9名が、国出先機関の移管にかかわる執行体制、文化振興と連携した観光誘客の促進、ドクターヘリ導入に向けた府県民の理解と機運の醸成、関西広域連合の今後の運営などについて一般質問を行い、理事者側の見解をただした後に、それぞれ全会一致で原案が可決されました。

報告は以上です。

児島委員長

次に理事者において、説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 関西広域連合議会3月定例会について(資料②)
- 第17回関西広域連合委員会の概要について(資料②)
- 公設試験研究機関における機器等利用料の取扱いについて(資料②)

川長企画総務部長

今議会に提出いたしております企画総務部関係の追加案件につきまして御説明申し上げます。お手元にお配りいたしております委員会説明資料(その3)に基づきまして御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

まず、歳入歳出予算の総括表についてでございます。企画総務部関係の一般会計補正予算額は、表の一番上に記載のとおり、165万9,000円の減額補正をお願いしており、補正後の予算額は2,486万1,000円となっております。

また、この表の一番下の計の欄に記載のとおり、関係部局全体の一般会計における補正予算額は6,294万6,000円の減額補正であり、補正後の予算総額は25億8,732万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして2ページをお開きください。

特別会計における補正予算額は、商工労働部におきまして、4万8,000円の減額補正をお願いしており、補正後の予算額は245万2,000円となっております。

続きまして3ページをお開きください。

企画総務部の主要事項につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、政策企画総局についてでございます。摘要欄に記載のとおり、関西広域連合分賦金、近畿ブロック知事会分担金、関西広域機構分担金につきまして、それぞれ所要額の確定に伴う補正をお願いするものであり、政策企画総局全体としましては、164万8,000円の減額補正となっております。

次に、人事課におきましては、広域職員研修分野における関西広域連合分賦金につきまして、所要額の確定に伴い1万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、11ページをお開きください。

その他議案としまして、関西広域連合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく関西広域連合の規約変更に係る手続につきましては、同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるものでございます。改正の概要につきましては、大阪市及び堺市の2政令市が新たに関西広域連合に参画することに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の追加を初め、広域連合の議会の定数、広域連合の経費の支弁の方法などにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、別にお配りしております資料の1ページから10ページに関西広域連合規約の新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

企画総務部関係の提出案件の説明につきましては以上でございます。

続きまして1点、御報告申し上げます。

去る3月3日に第17回関西広域連合委員会が開催されましたので、その主な項目の概要につきまして、御説明申し上げます。

1点目といたしましては、四国広域連合(仮称)の設立に向けた取り組みについてでございます。

資料の11ページをごらんください。

本県が提出しました当該資料に基づき、関西広域連合委員会において、飯泉知事から、四国における国出先機関移管に向けた検討状況や、2月4日の四国知事会議における合意事項等につきまして報告を行ったところでございます。

四国広域連合(仮称)の設立につきましては、県議会で御論議いただいているところでございますが、まずは市町村を初め県民の皆様には説明を重ねていく必要があると考え、資料として取りまとめたものでございます。この資料を活用し、県南部、県西部で開催されました政策総合会議や、全市町村に直接お伺いし、説明を行うとともに、さまざまな御意見を賜ってきたところでございます。今後とも、あらゆる機会を通じまして、県民の皆様には、わかりやすい、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

2点目としましては、広域インフラ関連についてでございます。

資料の15ページをごらんください。

北陸新幹線につきましては、敦賀以西の北陸新幹線のルート提案の基本方針と、国から提案のあるフリーゲージトレイン導入の評価や対応方針につきまして、次回連合委員会に諮ることが決定されるとともに、ルート提案にかかる費用対効果調査の最終取りまとめを、4月に行う旨の報告があったところでございます。

また、リニア中央新幹線のターミナル拠点等を、関西全体で検討すべきとの提案があり、広域インフラ検討会の検討テーマとすることに決定いたしました。

続きまして、資料の16ページをごらんください。

新名神高速道路につきましては、国に対し、着工見送り区間の早期着工など、全線早期整備を求める緊急要望を提出することを決定したところでございます。

私からの報告につきましては以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

中張危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております平成23年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算についてでございます。

危機管理部の補正予算の総額は、総括用の補正額欄に記載のとおり、29万3,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は11万2,000円となっております。財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして4ページをお開きください。

補正いたします事項の概要でございますが、南海地震防災課におきまして、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費に要する経費の補正といたしまして、29万3,000円の減額補正を計上いたしております。これは関西広域連合の防災分野での事業内容の見直しにより、広域連合への分賦金を減額するものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

坂東環境総局長

それでは、お手元の委員会説明資料(その3)によりまして、追加提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表の左から2列目の欄に記載のとおり、8万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は165万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

5ページをごらんください。

まず、環境首都課関係でございます。

(目)環境衛生指導費では摘要欄①ア、環境政策調整事業におきまして、事務的経費で増額する一方、広域連合分賦金の減額により、環境首都課合計では10万1,000円の増額となり、補正後予算額は77万1,000円となっております。

次に自然環境課関係でございます。

(目)環境衛生指導費、摘要欄①ア、鳥獣調査事業におきまして、広域連合分賦金の2万円の減額により、補正後予算額は88万4,000円となっております。

今議会に追加提出いたしております案件の説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく御説明申し上げます。

小谷医療健康総局長

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページをごらん願います。

保健福祉部関係でございます。

一般会計歳入歳出予算、総括表の4段目でございますように、815万5,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の予算総額につきましては、1億5,181万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。

課別主要事項の主なものを説明申し上げます。

医療政策課の摘要欄①、救急医療対策費に要する経費の補正のイ、ドクターヘリ導入推進事業につつま

しては、ドクターヘリ搭乗医師等の養成経費の補助額が確定したことなどから、800万円の減額補正を行うなど、保健福祉部全体といたしまして、815万5,000円の減額となっております。

続きまして10ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

医療政策課の救急医療対策費につきましては、ドクターヘリの基地病院となります県立中央病院におけるドクターヘリの給油設備等の工事完了予定につきまして、資材入手のおくれ等が次年度になることになり、5,884万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

保健福祉部関係の提出案件は以上でございます。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

八幡商工労働部長

それでは、商工労働部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

商工労働部の平成23年度一般会計歳入歳出予算につきましては、表の中ほどに記載のとおり5,571万円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は2億7,758万2,000円となっております。

2ページをお願いいたします。

特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計におきましては、4万8,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は245万2,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

部別の主要事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、商工政策課でございます。

商業総務費の摘要欄の①のア、関西広域連合分賦金につきまして、所要額の確定に伴いまして、29万6,000円の減額を行うことといたしております。

次に新産業戦略課でございます。

工業技術センター費におきまして、研究費など事業に要する経費の補正としまして、総額で、5,455万5,000円の減額を行うこととしております。

続きまして、観光国際総局国際戦略課でございます。

観光費の摘要欄の①のア、みんないっしょに外国人観光誘客事業につきまして、所要額の減少に伴いまして、128万6,000円の減額を行うこととしております。

続いて8ページをお願いします。

特別会計でございますが、地域経済課の中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄の①のア、お試し発注購入促進実証事業におきまして、所要額の減少に伴いまして、4万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際1点御報告をさせていただきます。

資料1の18ページをお願いいたします。

関西広域連合の公設試験研究機関におきます機器等利用料の取り扱いについてでございます。

1の趣旨及び概要について記載のとおりでございますが、各府県が有します公設試験研究機関におきましては、現在各府県の企業が利用する際には、機器等の利用料金の割り増しを行っている事例がございます。このたび利用する企業の利便性向上を図りますため、広域連合内の企業に限りまして、この割増料金を解消することとし、ことしの4月1日から実施することいたしました。このため3の、徳島県の対応は記載のとおりでございますが、県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の第9条第4項の規定に基づきまして、使用料及び手数料を減額いたします。

今後とも、関西広域連合を通じまして、県内企業の技術向上や製品開発等の進展が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明及び報告につきましては以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

安芸ブランド戦略総局長

農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料1ページをお開き願います。

平成23年度一般会計補正予算でございます。

農林水産部では、279万円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は3,229万8,000円となっております。

なお、財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

続いて9ページをお開き願います。

主要事項でございますが、とくしまブランド戦略課関係でございまして、(目)園芸蚕業振興費の摘要欄①のア、走る「とくしまブランド」展開事業におきまして、事業費の確定等に伴い、279万円の増額をお願いいたしております。

農林水産部関係からは以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

児島委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、早速ですが質疑に入らせていただきます。質疑をどうぞ。

森本委員

2点だけ。

先日大きく報道されておりましたけれども、関西広域連合と大阪の関西電力との間で、原子力発電所に関して、ほとんど安全協定に近いような覚書が交わされたというのが大きなニュースになっております。

我が徳島県でも、伊方原子力発電所を抱える四国電力に対して、安全協定の締結の申し入れというのを

昨年やられておりましたけれども、結局、まあ、拒否をされて、大事なことは、事故、トラブルなどは連絡をすると、これはよく考えたら当たり前のことでありまして、まあ結局、ていのいい言葉で利用されたというような感じでありました。

野田総理が、きのう、こういうことを申しておりました。原発再稼動について立地、地元の御意見を十二分に聞いて再稼動をしたいということを言っておりましたけれども、やっぱり今回の原発事故でわかったのは、立地の自治体だけの問題だけではないという、これ、十二分にわかりましたし、北海道から沖縄まで関係のある、まあ食べ物の問題とかね、今大きく話題になっている瓦れきの受け入れなんかも含めたら、日本全体で考えなければならない問題であるにもかかわらず、まだきのう、野田総理がこういうことを言っているんで、ちょっとびっくりをいたしましたんですけれども。

私たちも、徳島県だけで安全協定の申し入れをしつつありますけれども、やっぱり高知、香川をおいといて、四国電力が、地元愛媛以外には徳島県だけでほな結びますというわけには多分いかなかったんだらうと思うし、四国広域連合というのをきっかけに、この四国広域連合の大きな議題の一つとして、四国全体で、四国4県で四国電力と安全協定を結ぶ、こうしたことを大きな議題にしてほしいなと思うんですけれども、いかがでありますでしょうか。

近藤危機管理政策課長

今、森本委員から、安全協定の締結について御質問いただきました。

まず、福島第一原子力発電所の事故から、昨日でちょうど一年が経過をいたしましたところでございます、事故によりまして、大量の放射性物質によりまして、福島県内におきましては、広範囲の土壤汚染が確認されており、今現在も除染活動が、作業が進められているものの、今なお多くの皆様が避難生活を余儀なくされている状況でございます。

そのため、このたびの福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないことが何よりも重要であり、まずは国の責任において一日も早い事故の収束を行うとともに、しっかりと事故の原因究明、検証を行って、その結果を踏まえた安全対策を、スピード感を持って行っていただきたいと考えてございます。

御質問の四国電力との安全協定につきましては、委員のおっしゃるとおり現時点におきましては、残念ながら締結はできておりません。しかしながら、協定の柱でございました、非常事態の発生における情報連携体制が構築できた。まずもって一歩前進かなと考えてございます。

一方、鳥取県と中国電力の協定締結など立地県以外の自治体とも、電力会社との間で、先例となるような動きも出てまいっております。

本県といたしましては、国における、今後におけます原子力災害対応の基本となる防災指針の見直しですが、今現在行われておるところでございますけれども、従来の、原発から半径8キロとか10キロの範囲、いわゆるEPZと呼ばれるものでございますけれども、防災対策を重点的に充実すべき地域の見直し、このたびの福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、緊急時防護措置を準備する区域として、おおむね半径30キロ圏内への拡大、また、ブルーム、放射性雲の通過時の被爆を避けるための防護措置に必要な範囲といたしまして、半径50キロ圏内への拡大など、国の考え方も示されておるところでございます。

このような国の制度の見直しなども、協定締結の機運の高まりにつながる可能性もあると考えてございま

すので、アンテナを高くしまして、国の動きを注視しながら、本県と四国電力のお互いが納得できるような結論が出るように、引き続き、四国電力との意見交換会などを通じ、協定締結も視野に入れながら、意見交換や話し合いを粘り強く行っていきたいと考えております。

なお、四国広域連合が発足された場合に安全協定をという御質問でございますけれども、四国広域連合につきましても、設置の大きな目的としては、国の出先機関が地方に移管される場合の受け皿となること、四国各県で共通する地域の課題に対して、より大きな枠組みで効果的・効率的に取り組むことであると認識いたしております。具体的に、四国広域連合がどのような事務を、事業を持ち寄るかにつきましては、各県それぞれにおきまして、さまざまなお考えもあろうかと思っておりますので、こうしたことも踏まえ、四国4県で今後十分に検討協議がされていくものと考えてございます。

以上でございます。

森本委員

まあ、まだスタートしていないんでね、どんなことがこれから4県知事に、また議会議員によって話されるかもわからないので、ちょっとまだ先の話ではあるとは思いますが。

再三、私も議会の本会議とか委員会を通じてお願いをしておるのは、例えば、東京電力であのような事故があった場合、いろんな構図が見えてきたのは、保安院とか経済産業省、本来これ、民間企業の上に乗って指導せないかんのが東京電力という化け物みたいな会社の下だったんよな。みんな天下りもたくさんさせてくれる、子弟をたくさん就職させてくれる、そういう形で一番偉いのが東京電力みたいな形であった。

それが、やっぱり最初の重要処理が非常におくれた1つの原因ではないかなと。やっぱり四国電力になめられてはいかなと。我々が消費者であってね。あくまでも彼らは安全な電気をつくる義務があるわけだし、我々消費者は、それを監視する、当然、権利があるわけだから、やっぱり言って言い過ぎでもないし、きちっとやってもらいたいなと。

それと、まあ国のほうで指針が変わってきて、だんだん拡大をされとるけども、やっぱり福島第一原発と違って、日本というのはこの、一年中偏西風が吹いとるわけなんですよね。これも原発の関係者に聞いたんですけども、やっぱり玄海と伊方が一番、もしもの場合は被害が広がるんですわ、というようなことを言ってます。

伊方から徳島市まで恐らく250キロくらいかな、あるんですけども、これ偏西風に乘ったらあつという間なんですよ。だから、この伊方と玄海の安全性というのは、日本の原発の中でも、よりいっそうグレードを高くしないと、万が一の場合には大変なことになりますよというようなことを、私もテレビでも言ってるのを聞いたことがあるんですけども。

まあそういう意味で、徳島市というのは日本で、県庁所在地の中では原発から一番遠い町と言われております。直線距離にして一番近い原発までが一番遠いのがこれ、徳島市なんですよね。まあ福井と伊方かな、だいたい同キロくらいなんですよね。徳島市と和歌山市がほぼ同じくらいなんですけども。まあ、そうした、距離は離れているけれども、やっぱり偏西風ということを考えたら、伊方原発の危険性というのは常にありますから、こうした形で安全協定をつくって、たくさんの方が干渉するというのが、一番大事なことじゃないかなと。

やっぱり、玄海の例が出てきましたけれども、玄海の町長、あるいはその親族と九州電力との癒着という

のは大きなニュースになりましたけれども、やっぱり1つの町より2つの町、複数の県、都市、それと多くの人
が監視をして見守るとというのが、私は、原発のあり方ではないかなと思いますので、今後どのように進展す
るかわかりませんが、四国広域連合の中で、関西広域連合同様、大きな議題にしていきたいなと強
くお願いを申し上げます。

もう一点、先日、竹内先生のほうから、会長・幹事長会のほうで御説明をいただきました。滋賀県が、いろ
いろごねて規約に反対をしている。先日もツイッターを見とったら、松井大阪府知事がボロクソに書いており
ましたけれども。その後、やっぱり大阪、堺、さらにその後、神戸、京都が入るというのは、私、関西広域連合
を強化するには非常に大切なことと思うんですけども、竹内先生から御説明を聞いた後、その後どないなっ
ていますか。もうそろそろリミットも来とるんじゃないかなと思います。滋賀県の問題です。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

関西広域連合に対します4政令市。特に大阪、それから堺市の加入問題でございますけれども、これにつ
きましては、まず、平成23年12月26日の第15回連合委員会におきまして、4政令市長さんより早期参加
の表明がございました。特に大阪、堺の両市からは4月中にでも参加したい旨の要請があったわけござい
ます。

その後、政令市にかかわります規約改正につきまして、本部事務局を中心に作成しており、特に今問題に
なっております議員定数の問題につきましては、連合議会におきまして、竹内・福山両連合議員にも御尽
力いただきまして、取りまとめていたところでございます。

その後、平成24年2月16日に、政令市を含む議員定数の連合議案、20から29にふやします9増案につ
きまして、吉田連合議長から滋賀県議会のほうに説明をされまして、その後、翌日に連合長より規約改正
案、今原稿を各県議会に上程しているものでございますけれども、各府県議会へ上程依頼があり、本県に
つきましては、平成24年2月29日に追加提案をさせていただきまして、滋賀県以外、全府県・市上程済み
でございます。

その後、3月3日に連合委員会、それから連合議会、全員協議会におきまして、この滋賀県の問題につ
きまして対応を協議いたしまして、去る平成24年3月7日に、井戸連合長、それから吉田連合議長が滋賀県
へ訪問いたしまして、滋賀県議会議長、府議長、それから吉田、大井滋賀県選出の両連合議員6名で協議
を行ったとお伺いしております。

その協議の結果を受けまして、現在連合本部のほうにつきましては、滋賀県用に分離した規約案、内容に
つきましては、全く各府県議会に上程したものと同じものでございますけれども、分離した規約案を検討し、
これを元に、現在、滋賀県の嘉田知事が今議会へ提案をする方向で調整中というふうにお伺いしてござ
います。

以上でございます。

森本委員

まあ、よその県議会のことなんで、ごちゃごちゃ議会が介入をするわけがないと思うんですけど、やっぱり
知事との関係というのがどうも一番大きいというようなことも伝わってきておりますので、連合議会としても、
なんとか今議会で規約に賛成をいただけるように働きかけをお願いいたしておきまして、質問を終わります。

長尾委員

昨日で東日本大震災が1周年ということで、まずはお亡くなりになった方々に対しまして哀悼の意を深く表しますとともに、被災者の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとところでございます。

昨日は、マスコミも1周年のさまざまな番組をやっておりましたし、新聞報道もそういったもので埋め尽くされているわけでありますけれども、そういう中で私も10日に福島県の郡山市へ参りまして、ちょうど私どもの党の関係の会がありまして、そこには佐藤福島県知事も出席をされ、現状の報告なり、また、岩手、宮城、福島の被災地の議員の方々も出席をされておりました、この1年の状況や、またこれからの課題、また全国の人たちに対する要望、依頼といったものも聞いてまいったところでございます。

そこで、やはり被災地の方々の前向きな姿勢、大きな、やっぱり障害になっているのが瓦れきの問題と、もう一つは復興に際して、いわゆるその技術者、特に都市計画とかの、そういう技術を持った方の派遣の要請、この2つが大変大きな御要望でございました。

そういう中で、瓦れきの状況につきましては、もうマスコミ等でも報道されておりますけれども、被災地3県、もっとほかにも県がありますけれども代表して被災地3県で言いますと、瓦れきの推計量というのが、宮城県が、カウンターパートの私どもの相手の宮城県が、圧倒的に多い1,569万トン。岩手県は475万トン。福島県は208万トンということで、宮城県は圧倒的に多いわけでございます。

今の状況では、阪神大震災の経験を生かして3年以内に片づけをというような話もあったようですが、到底それはもう難しいと、こういう状況のようでございます。宮城県の石巻市だけでも685万トンというようなことで、気が遠くなるような状況でございます。

それらが結局、今どういったところに置かれているかということ、結局は小学校とか中学校の運動場。特に海に面した地域というのは土地がないわけでありまして、結局そういったところへ置かざるを得ない、というようなことから、また問題もあると。

釜石の奇跡と賞賛された釜石市立釜石東中学校、何というのでしょうか、もう1つ小学校の敷地も、瓦れきの一時集積場へとさま変わりをして、海岸部で平地が少ない被災地にとって、集積場の不足は深刻だと。復旧から復興に移るためには、町の片づけが最優先だが、瓦れき処理が遅々として進まず、復興をおくらせかねない切迫した状況になっていると。5%しか処理できていないという状況があるわけでございます。

そういう中で昨日、野田総理が記者会見で、復興の障害となっている瓦れきの広域処理を進めるために、受け入れ自治体への財政支援に加え、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、被災3県を除く全都道府県に受け入れを文書で要請したいと表明をしております。それで、瓦れきを再利用する民間企業にも協力拡大を求めるとともに、週内に関係閣僚会議を設置して政府一丸で取り組む方針を示したと。まあこういうことでございます。

さらに首相は、広域処理について、日本人の国民性が再び試されている象徴的な課題だと述べて、積極的な受け入れを要請をしたと。それで、受け入れ自治体が、住民の同意を得やすくするため、特措法に基づき、1つは放射線量などの安全基準、2つ目には焼却施設への排ガス処理方法などの運用基準を定める考えを明らかにしたと、こういうことが記事として載っているわけであります。

今、既に、東北の隣県というんでしょうか、青森県とか秋田県とか山形県。また東京都、群馬県といったよう

なところが、この瓦れきの処理を表明して、やっているところもあるし、研究しているところもあると。

まあ、関西広域連合は、昨年発足して、直ちにこの被災地への支援というのを、国よりも早く動いて早く対応したと。これをずっと、この1年間誇りとして言ってきたわけですが、この瓦れきの処理については、どうも関西広域連合は国の指示を待って動くという。まあ、国の指示を待たないで動いた、応援したことには比べれば大変、ちょっと残念な思いをしてるわけですが。そういう中で、今年の委員会で環境のところでもお聞きをして、なかなか、基準が2つあるというようなこと。まあ、これは県議会としても、国へそういう要請もしたと。また、今議会の事前委員会でも、そのことを、私も確認をさせてもらったら、考えは変わってはいない状況でございます。

そういう中で今申し上げた、国としても本格的に、総理が3県以外要請を出す。そして、また、本格的に取り組むという中で、本県のこの瓦れき処理に対する姿勢。今の総理の記者会見とかを受けて、今後どうされるのか。今まで表明したスタンスから前向きにやっという御意思があるのかどうかをお聞きをしたいと思っております。

坂東環境総局長

東北の瓦れきの処理についての県の考え方について御質問をいただいております。

瓦れきの広域処理について、私自身、何が一番重要かと考えておりますのは、何よりも信頼だと。要するにこれは、例えば県が、市町村に受け入れをお願いするのであれば、県に対する信頼があるのかどうか。これが一番重要な話になってくると。

それで、今私はいろいろと、これまでの経緯の中で、いろんな徳島県が方針転換をある程度せざるを得なかった。これは各県にもそういう動きがある。その理由について、るる申し上げてきた。その中に、やはり国に対する不信感というものが、決定的にあるわけでございます。

私どもが市町村に、最終的にだれが要請してしようと、最終的に私がやはり市町村に御説明するに当たっては、やはりどうしても国のほうからきちんとした説明を受けなければならない事項というのが必ずございます。いろんな国に対する不信感ございますけれども、それはさておき、私としてどうしても市町村に御説明するのであれば、これだけは国からしっかりと説明を受けたいと思う事項が3点ほどございます。

まず1点目は、るる申し上げてありますように、もともと福島県限定の処分基準であった8,000ベクレルという数値は、なぜ全国の広域処理の基準にそのまま転用されてしまったのか。その結果として、放射性物質は拡散させないというこれまでの大きな国の方針、それに基づくクリアランスレベルと2つの安全基準が存在してしまう、この部分について明快な御説明を求めています。

それから2点目としては、これは物理的な面、あるいは安全性の面、もうこれ両方にかかわることでございますけれども、本県の処分場の主力は海面埋め立て型でございます。これ、広域処理のガイドラインの中に示されておりますのは、基本的に放射性物質が水に溶けやすいという性質があるものですから、基本的には管理型の最終処分場でなければならない。その中でも、限りなく水との接触を避けるような埋め立て手法をとらなければならない。こういうことが示されているわけでございますけれども、各県いろんな処分場あるんだらうと思っておりますけれども、本県の場合は、基本的に今大きなウエートを占めているのが海面埋め立て型の処分場しかない。こういう各県の事情も勘案して、国のほうがどれほどその情報をつかんでいらっしゃるの

か。要請していい県と悪い県というのが、当然、これまでの間に調べられて当然ではないのだろうか。私はそういうふうに思います。

それから、3点目は、そもそも広域処理の、岩手でいえば 57 万トン。宮城でいえば 344 万トン。これは約 1 年も前から同じ数字でございます。いまだに瓦れきの発生量は、宮城で 19 年分。岩手で 11 年分。これも 1 年たった今も全くその説明しかない。その約 2,000 万トンの瓦れきをどういうふうに処理をするのか。県内でいくら処理するのか。これが結果として 344 万トン、県が引き受けてほしいのであればその中身を教えてください、中身を。全くその情報を、国が開示しない中で広域処理だけをお願いする。さもそれが、その広域処理が、県外の広域処理が進まないのは瓦れきの処理が進まないという説明されておりますけれども、それならもともと広域処理を前提としていない福島瓦れき処理は進んだんでしょか。全く広域処理が進まないこと自身が、各県の瓦れきに対する認識がどうだとかです。そういうふうな何となく、何か国の復興事業がおこなっている責任転嫁を、各都道府県のほうにされてるような、非常に不快な思いがござります。

ひとつ、お時間いただけるなら御紹介させていただきますけれども、阪神淡路大震災のときは、兵庫県 1 県で約 2,000 万トンです。今回でいえば宮城と岩手とほぼ同じくらいの、多分、量だったんだろうと思います。ただ、阪神淡路大震災のときには、1 年後に今みたいに広域処理が進まないから瓦れきの処理が進まないなんて話はあったとは思えませんし、瓦れきの処理が一番進むのは、復興事業に瓦れきの一部が再生利用されている。これによって瓦れきの処理というのは実は一番進むんだろうと思います。

だから、阪神淡路大震災のときも 2,000 万トンですが、実質的には 1,000 万トンは再生利用されて道路とか河川、あるいは港湾の事業に使われました。残りの 700 万トンについては、不燃物の 700 万トンについては、フェニックスに埋め立てを行いました。残りの 300 万トンについては、焼却をして減量化をして 61 万トンにして、これも最終処分場で処理をしました。

そういうふうな、そろそろ広域処理ということを実問題として国のほうから御指示されるのであれば、当然必要な、我々が市町村に説明するだけの必要な情報だけはいただきたい、これだけはお願しておきたいというふうに思います。

長尾委員

まあ、今の政権の、本当に現場を知らないというか、ないしは本当に情がないというか、いう姿勢は、まさに今の総局長の話の裏づけになると思うんですが。

まあ、もちろんそうは言っても国の指示待ち、そこに不信もあったとしても、何らかのことが、やはりせつかく関西広域連合というのができて、カウンターパートということでも取り組んできたわけでありますので、何らかのひとつ苦勞というか、それを考えられないかといったことを、今の答弁を踏まえて、ぜひ今後、引き続き検討してもらいたいというふうに強く要請してみたいと思います。

それからもう一点の復興に当たっての人材の派遣という問題であります。これはもう、発生以来、徳島県としても、さまざまな分野に人材を、県職員を派遣されてきたわけですね。それは大変いいことだと思います。

そこで、特に、土木の関係の職員も、私も昨年、仙台塩釜港の宮城県の事務所をお邪魔した折に、徳島県の土木の職員が頑張っていて、大変評価をされておられたわけだけれども、現時点でのそういう都市計画とかに

かかわる人材、派遣状況というのがどうなのか。

加えて、特に宮城県知事はこういうふうに言われてるんですね、最大の課題は、今後の復興に当たって財源がどこまで続くかという財源の問題。これは一番大きい問題だと思うんですが。そしてもう一つは人の問題。それでその中で、土地区画整理や港湾改修などに携わる技術系職員や工事関係者が圧倒的に不足している。こういうふうに言われておまして、そのあたりが実際、カウンターパート、宮城県の実情がどうなのか、要請があるのか、現時点で派遣している人が何人も、そして今後それを継続、さらにはいつまでとか、ないしはふやすようなことはないのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

吉田企画総務部副部長

ただいま、長尾委員から東日本大震災における職員派遣、これの現状、それから今後の見込みについての御質問いただきました。

東日本大震災に絡みまして、地方自治法に基づきまして、相手先の県と派遣協定をまきますいわゆる長期派遣でございますが、6月以降、土木関係職員、農林関係職員、保健師の職員、こういう形で、今まで徳島県としても取り組んできたところでございます。多いときは12名ほど、常時行っているというような状況でございましたが、3月の段階でございますが、農林水産部の職員が若干減りましたので、今、土木関係職員が5名、それから保健福祉部のほうから保健師の職員が1名と、計6名が自治法に基づく派遣協定で派遣されている状況でございます。

それで、24年度以降、来年度以降のお話でございますが、現在全国知事会事務局のほうから徳島県に対しても派遣の依頼要請が来ております。現在、事務担当部署のほうで検討させていただいておりますので、現時点でどういう対応になるかというのを明確に確定はしておりませんが、来年度に向けて検討させていただいているところでございます。

長尾委員

今のお話では土木部の職員は5名。多いときが12名で、現在は5名。土木の職員がね。

吉田企画総務部副部長

3月時点で、現時点で申し上げまして、土木職員が5名、保健師職員が1名ということでございます。多いときが12名と申し上げたんですが、これ9月でございますが、土木関係職員が7名、農業土木職員が4名、保健師が1名の12名という形でございます。

長尾委員

まあ、いろんな分野に人が必要なんでしょうけれども、今特に、宮城県知事の言葉を借りれば、こういう土地区画整理や港湾改修などに携わる技術系職員、工事関係者が圧倒的に不足しているというお話でありますので、そのあたりをぜひ県としても検討していただきたいと思うわけではありますが、そこらをふやしていってほしいと思うんだけど、その辺については、そういう御意見とか御要望に対してどういうふうに対応するのか。

吉田企画総務部副部長

4月以降の人員につきましては、今、全国知事会のほうから、かなりの人数要請が、これ徳島県だけではないと思うんですけど、来ておるといふふうに承知いたしております。

具体的な、徳島県としてどう対応していくかということでございますが、昨年来、長期の職員派遣について、これまで宮城県のほうにカウンターパート方式の経緯も踏まえまして、支援してきたところでございますので、これからも23年度の経緯を十分踏まえて検討させていただくということになろうかと思いますが、この人数、それから期間等につきましては、検討させていただいているところでございますので、現時点ではちょっと確定していないということで御了解いただきたいと思っております。

長尾委員

知事会からは、かなりの数と言われたはずなんだけれど、それはどういう要請なんですか、具体的に言うと。要はこういう分野でこれぐらいとか、具体的な要請というのはどういうもの。それも人員の規模というのはどれぐらいになるのですか。

吉田企画総務部副部長

申しわけございませんが、今、知事会から、事務局からいただいている要請書、今、手元にございませんので、記憶で申し上げるような形になるんですが、土木技術系職員、それから農業系の職員という、いわゆる技術系の職員を中心に、さらには事務系の職員、それから保健福祉系の職員という、かなり幅広い分野で要請が来ているというふうに承知しております。

長尾委員

規模はどれぐらいなんですか。

吉田企画総務部副部長

規模につきましては、ちょっと今、資料を持っておりませんので、申しわけございませんが、ちょっと申し上げられない状況でございます。

長尾委員

あの、少しわからなくて。要は、徳島県で言うたら、これは大変な数やなというようなものなのか、この程度のものなのかというくらいはわかるんじゃないの。とてもじゃないけど、今では全然、そういう書類を見たというような雰囲気にはならないよ。わかる範囲で。

納田道路総局長

今の委員の御質問でございますが、大規模な災害が起こった際に、やはり一番に必要なのは災害復旧というふうな観点でございます。そのために1年前に起こった災害直後におきましても知事会を通じまして、技術系職員ということで、災害復旧の人間ということで派遣要請がございました。例えば道路でございますとか、河川、港湾、住宅、そういうふうな分野での要請がございまして、県におきましては、まず昨年度は年度

途中でございましたので、比較的短期、まず2週間とか1カ月とか3カ月とか少しずつ期間を延ばして、各人材を派遣をしまいたところでございます。

先ほど吉田副部長のほうからございましたけれども、5人とか7人とか年間を通じて宮城県、カウンターパート方式で、宮城県にそれくらいの人数を常に配置していたという状況でございます。

ただ、今、委員から御質問ございましたように、これからは復興というふうな観点に立ちますと、災害復旧という観点だけでなしに、まちづくりというふうな観点からの人材の派遣が要請されるかと思えます。ちょっと今、私も、具体的にどういふふうな人材の要請があるか、今、直接すぐには把握できておりませんが、今後そういうふうな方向での人材派遣の要請があると思えますので、県としても、そういうふうなものに対応できるかどうか、人材面で道路、河川、港湾というふうな技術者というのは結構おると思うんですが、なかなか都市計画というふうな形になってきますと、徳島県というよりも都市部の人材のほうが多いかな、というふうなところもございまして、そこは人事担当のほう、総務部のほうと相談した上で派遣の人材が決まってくるものと考えています。

長尾委員

おっしゃるとおり、大規模、まあ大都市のほうの人が多いというのは当然ですから、そういったところは頑張ってもらえないかるところですが、しかしながら、カウンターパートということをお願いした本県としては、やはり、もちろんこっちも南海地震対策の人員というのが必要なわけでありまして、限界はあるとは思いますが、しかし、そういう要請に、ぜひこたえていただきたい。

最近、2、3日前に、きずなという言葉が軽くなってきたということで、まあ1年たったら忘れてしまう。風化というのが大変恐ろしいということをおっしゃいました。口先だけ、言葉だけというのではなくて、本当に、きのうもロープウエー下の、県の物産館かな、あそこで被災地の物品を売っているというニュースがありましたけれども、そういった面でも継続的にやっていくことで、まさに信頼関係ができると、このように思いますし、ぜひ現地の要請に、できる限り人材の面でもこたえていただきたいということを要請しておきたいと思えます。

次に四国広域連合について、先ほど森本委員のほうから、四電とのそういう、この前、関西広域連合がやった覚書の協定という。これについて、やはり私のほうからもぜひ、これは四国広域連合という単なる経産省とかの受け入れというのではなくて、本格的なそういう地方分権、地域主権ということからしても、ぜひ、関西電力と関西広域連合がやったと同様に、徳島県としても、しっかりそういった意見を出してもらいたいということを要請しておきたいと思えます。

それから本県として、議会としても要請をしてきた明石海峡大橋の通行料金。これが、大変な努力が実って、平成26年に全国統一料金になると。大変これ、すばらしいことだと思うんですが、その2年後を目指して、大きく交通量とかが変わってくると考えられます。

もう既に愛媛県、高知県の皆さん方は関西へ行くときに、徳島自動車道を通って、大鳴門橋を通って関西へ行く。バスもそういうふうに路線を、昔、瀬戸大橋を通過していたのを変更したということからも、これが全国統一料金になりますと、圧倒的にこの徳島自動車道の利用量というのがふえるのではないかなと、私どもは素人なりに思うわけでありまして、特に高知県や愛媛県の皆さんは、間違いなく、この徳島自動車道を利用される。

しかしながら、この徳島自動車道が2車線でありまして、やはりこの4車線化ということは大変大きな課題ではないかと思うわけであります。その4車線化をぜひ、先ほどの四電との覚書の協定も今後の四国広域連合の大事な問題として入れるに加えて、私は四国にとって、香川県は、逆に鳴門から高松への4車線化ということをおっしゃいますけれども、やはり徳島、高知、愛媛、少なくともこの3県にとってみれば徳島自動車道の交通量がふえる。そういったことからすると、安全性とか、そんな問題も含めて、高齢化社会で逆走する人もおるといふニュースがたまにありますけれども、ぜひこの4車線化を、私は四国広域連合の大きな、これも課題として取り組んでもらいたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

長野道路政策課長

ただいま徳島道の4車線化に関する御質問でございますけれど、高松道の2車線区間と徳島道の暫定2車線区間といったことで、この4車線化につきましては、県政の最重要課題と、四国8の字ネットワークを構成する道路でございますので、県の政策提言を課題として入れまして要望しているところでございます。まだ整備計画としての4車線化はできていないといったことで、当然4車線化を要望してございますけれど、たちまちの問題としまして、ゆずり車線の増設ですとか、そういったことを要望してございます。

委員からもお話ございましたけれども、2年後には全国一律料金になると。また、26年度中には鳴門徳島間がつながるといったことで、本州が入ってきますと、今まで乗り継ぎといったことで徳島へ乗ってございましたけれど、直通で徳島に乗ってくれるといったことで、愛媛、高知県から関西方面へ行くときには、高松道を通るのか、徳島道を通るのか、選択ができる状況になってございます。

距離的には徳島のほうが近いので、委員からも話しございましたけれど、将来的には徳島道の交通量も伸びてくるんだろうということもございまして、こういった点については、鳴門徳島間の連結に向けて、4車線化についても要望してまいりたいと考えてございまして、今年度いっぱい検討してまいりました高速道路のあり方検討委員会。これにおきましても、4車線と2車線との違い、2車線区間というのは、サービス水準も低いですし、安全性にも課題があるといったことで、こういったところについては4車線に変更していく必要があるといったことの見解も出てございまして、こういった見解も踏まえまして要望してまいりたいと考えてございます。

長尾委員

だから、それはそれでいいんですが、要は四国広域連合の大きな課題として取り組むというか、それに入れてもらいたいということをおっしゃっているんですが、これについてはどうでしょうか。従来以上のもの。

長野道路政策課長

四国の知事会等の要望の中に入れてほしいということでございます。四国8の字ネットワークといったことで、既にできている道路の暫定2車線の4車線化、それとまだ供用できておりません阿南安芸自動車道等を含めまして、これらの整備を重点的に進めていただきたいといった要望もしてございまして、今後も続けてまいりたいと考えてございます。

長尾委員

まあ、従来の手法は交通量、2車線つくってにおいて交通量がふえたら4車線にするとかいうのがあるんだけど、しかしもう、どうせするんなら、土地ももう買収してるし早くやりやあいいと思うんだけど。特にこの統一料金というのは大きな変化でありますから、それを踏まえて、私はもっと早くできるような体制を、せっかく四国広域連合というのでできるのであれば、四国広域連合ができたからこれができた。

統一料金も、関西広域連合なんかで大きな問題として取り上げて、実現できたと。もちろんあとの、四国の3県の方の御理解、御協力もあったわけではありますが、特にせっかく広域というものを言うならば、そのメリットがなんだったのかということをやっぴり実感できるような、そういう私は取り組みをしていただきたいということを強く要請をしておきたいと思います。

以上でございます。

藤田委員

それでは、平成24年度予算について、本年度、7分野においてさまざまな振興計画等々ができて、いよいよ来年度具体的な施策展開になるんですけど、この7分野において従来の施策とはまた違った目玉の施策でありますとか、特に本県の県民の皆様方にとって、連合へのメリットが享受できるような施策はどのようなものがあるのか。これはすべての施策が享受できるものだと思いますが、特にその中でも関連が深いのはどのようなものがあるのですか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

関西広域連合におきます来年度の主要事業につきましての御質問でございます。

平成24年度におきましては、事業費全体で約3億2,615万4,000円の事業費を計上させていただいております。そのうち3分の2に当たります2億1,176万5,000円が、ドクターヘリの広域的な運航にかかわるのでございます。

これにつきましては、本県が事務局を担当いたします広域医療分野で取り組んでおるところでございますけれども、委員のほうから、県民の皆様はどういったものが、まず実感できるのかということでございますけれども、やはり今現在、本県におきましては、ドクターヘリの導入、運航がされておりませんけれども、来年度からいよいよ本県におきましてもドクターヘリの運航を開始する予定でございます。

こういったものをまず、一日も早く、本県におきまして運航することによりまして、助かる命を助けるということで、県民の皆様にも実感していただけるということで、取り組んでまいりたいと考えております。

それから、同じ広域医療で申し上げましたら、災害時の連携マニュアルの作成等で広域災害医療体制、こういったものを整備いたします。それから、災害時の医療支援を統括するリーダー、こういったものの人材養成、こういったものも早急に進めてまいり所存でございます。

それからあと、観光振興分野で申しますと合同プロモーション、これも、来年度も引き続きやっていきますし、関西各地の産物等を活用いたしました商品開発でありますとか、販路の拡大。こういった広域的に支援するもので、こういったものもどんどんと取り組み、またビジネスマッチング、ことしは日産自動車とやりますけれども、こういったものも今までおつき合いのなかった企業さんと広げていけると、このように考えておりま

す。

以上でございます。

藤田委員

一番予算規模の大きいドクターヘリの運航ということなんですけど、広域部分に関しては、これからどんどん計画が策定されるものだと思うんですけど、徳島県において、基礎の自治体というか、各消防でありますとか、緊急の部門の、この具体的な連携というのはこれからどういうふうに取り組んでいくのか。そしてまた県民への周知というのは、これからどういうふうに取り組んでいくのか。

それともう1点。さまざまな今、関西ブランドのプロモーションですかね。こら辺の徳島県の農産物。そういうの、どんどん販路を拡大していくというようなことで非常に大きいウエートというか、メリットというか、享受できる部分でなかろうかと思うんですけど、そういった観光の部分についても本県独自の施策、それとどういうふうに関係させていって、どういうふうに戦略的に展開させていくのか。お願いします。

鎌村地域医療再生室長

ただいま委員から御質問ありました。

まず、ドクターヘリ関係につきまして御答弁させていただきます。

まず、市町村との連携、及び、御協力をいただくということにつきましてでございますけれども、これまでドクターヘリにつきましては、昨年の8月から4回、導入検討の会を開催いたしまして、運航会社を昨年末に決定したところでございます。

そして先般、3月5日に第1回の徳島県ドクターヘリの運航調整委員会を開催いたしました。この中には県内の12消防すべての消防、そして消防の非常備の町村。こういったところも委員として入っていただきまして、これまでの検討結果等を共有していただき、これからのドクターヘリの導入について検討を進めたところでございます。

これにつきましては、運航要領を策定するわけでございますけれども、この中に指導養成基準というふうなところがあります。それとランデブーポイントになります臨時離着陸場の確保というところで、この県内12消防、そして市町村の御協力をいただくことが大事になってまいりますので、この点につきまして消防機関、そして市町村、そういったところへこの救命のためにちゅうちょなく呼んでいただけるような要請基準の策定、こういうところを検討し、そして今後ですけれども、この策定後につきましては基地病院となります県立中央病院の救急の医師及びフライトナース、そして運航会社等とともに、県内の各地を説明、そして、御理解をいただくようなこと、そして今後は、ドクターヘリのデモ飛行等を通じまして、市町村、そして消防等の協力を御依頼するとともに転居を進めまして、このドクターヘリの機能を最大限活用できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

板東国際戦略課長

広域観光について、本県の取り組みとどう施策をリンクさせていくのかという御質問でございますけれども、現在、中国からのチャーター便等も就航しておりまして、本県独自の外国人観光客の誘客というの

展開しておるところでございます。

一方で、やはり外国からの誘客ということになりますと、徳島だけというのではなくて、広域で連携して広く大きく見せて、徳島が持つ魅力、それから関西が持つ魅力というようなものを重ね合わせて見せていくということが、非常に重要であると考えております。

現在8つのテーマのもとで、9つのルートというのをつくっております、その中で徳島としましては、伝説の瀬戸内海と秘境景観を巡るルート、あと、関西で、癒しと健康ということで、徳島のお遍路とか県南の海岸、それから医療観光なんかも盛り込んだ関西と一体となったルート。それからもう一つは、クール関西ということで、アニメとか徳島の人形浄瑠璃なんかも盛り込まれたルート。あと、関西の自然を巡るということでラフティングとかそういったもの。体験型観光を盛り込んだルートなどをつくりまして、来年度以降、積極的にPRを進めていこうと考えておるところでございます。

もちろん、関西のみならず、四国とか、いろんなところでそういう広域的なルートを打ち出していくということが、インバウンドに関して非常に重要だろうと考えておりますので、関西と四国の結節点である本県のメリットを最大限に生かせる取り組みでないかと考えておるところでございます。

田尾新産業戦略課長

関西広域連合での広域産業の取り組みと、徳島県独自で行っております産業振興の取り組みの整合ということについてでございますが、もちろん、徳島独自で、これまでもものづくりの新技術展示商談会でありますとか、東京でありますとか大阪でありますとか、そういったところへの展示会への出展、これを強気に支援してまいったところでございます。

これとは別に、関西広域連合、クール関西というブランド名、かっこいい関西というようなことで、関西広域連合内の企業が連携して、先ほど説明ございましたが、23年度はまず日産に160社ほど出展して、関西というくくりでもって、技術や製品を売り込んでいったということでございました。

24年度につきましては、まず合同のプロモーションということで、関西広域連合として出展をする展示会、これを昨年度は大阪の機械要素技術展というものに1回出展をしましたけれども、24年度におきましては、今のところ4回程度開催をするというようなことで話が進んでおります。

こうなりますと、徳島は徳島で出しますし、関西広域連合としても出すということで、県内企業にとりましてはプロモーションの機会が格段にふえるというふうに考えておまして、今後も大いに期待をしているところでございます。

藤田委員

わかりました。本県独自の取り組みとか、関西広域連合とシナジー効果、相乗効果、十分利用して、本当に関西広域連合に参加したメリットというものを県民の皆様方が享受できるようによろしく願いいたします。

臼木委員

政令市の加入状況については、大体、おおむねやっとなってきたんですが、政令市が加入することにより関西広域連合にとってどのようなメリットがあるんですか。お伺いします。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

政令市が関西広域連合に参加することによるメリットの御質問でございます。

政令市が関西広域連合に参加することによりまして、まずは連合が一層厚みを増した組織になりまして、財政面等で基盤強化が図れるものと、まずこういうふうと考えております。

例えば、観光分野におきまして申し上げますと、京都とか神戸といいました世界に名の通った観光、文化資源を持ったそういう都市を効果的に取り込むことによりまして、情報発信力が格段に上がるというようなメリットを考えております。

それから防災面におきましては、例えば大規模災害発生時におきまして、政令市が有します消防局の人材でありますとかノウハウ、それから機材、こういったものを、現在県がやっております取り組みと有機的に連携して効果的な支援、こういったものが可能になるのではないかと考えております。

以上でございます。

臼木委員

これはまあ、ぼやっとこそわからんのやけど、大阪市、神戸市、京都市、堺市の関西広域連合。まあ、マスコミさんのちょっと見せていただくのと、先ほども森本委員さんが触れたんですけど、現時点での状況というか、おおむねわかったんですけど、いつぐらいにどういうふうな方法で動いていかれるんですか。

お尋ねします。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

少し繰り返しの答弁になりますけれども、政令市の加入時期につきまして、昨年12月26日に連合委員会で4政令市長さんが連合参加を表明いたしております。

今回お願いしております規約改正案につきましては、そのうち大阪市さん、それから堺市さんの加入に伴うものでございまして、滋賀県も含めまして、すべての関係団体の議決をこの3月末にいただいた場合、速やかに総務大臣のほうに規約の変更許可申請を行うこととなります。連合本部によりまして、各省協議といったものがございまして、過去の例から申し上げますと、1カ月程度はそれにかかるということをお伺いしておりますので、大阪市、堺市さんにつきましては、大体3月末から1カ月程度の時期ぐらいに加入がされるのではないかと考えております。

それから残りの神戸市さん、京都市さんにおきましては、それぞれ、京都市長さんが3月1日の京都市議会におきまして、加入に必要な連合規約改正案を、5月定例会に提案する考えを表明されております。

それから神戸市長さんにおきましても、同じ3月1日でございますけれども、神戸市議会におきまして、遅くとも6月議会には関西広域連合への加盟についての関連議案を提出したいという意味表明をされておりますので、本県といたしましては、関西全体の発展を図るために早期に参加していただきたいと考えております。

以上でございます。

臼木委員

今、答弁いただいたら、非常にメリットも大きいようですので、しっかりと加入に向けて早めに進めていただくようお願いしておきます。

終わります。

児島委員長

それでは午食のため委員会を休憩をいたします。(11時52分)

児島委員長

それでは再開をいたします。(13時03分)

岡田委員

2問質問をさせていただきます。

まず、我が会派で、1月から2月にかけて香港のほうへ市場調査に行っていました。行った目的としては、本議会の中でも岩丸先生、並びに来代先生のほうが質問されていた中にも入っていたんですけども。そしてもう一つは、今TPPの問題で農業振興に当たって、じゃあどのように攻めに対して守っていくのかという部分で、攻められるばかりじゃなくて、やはり徳島県の農林水産業にしても、攻めていく姿勢も必要ではないかということ。まず、香港を選んだ理由としましては、自由貿易港であり関税がかからないという部分で、実際、TPPが起これば日本にも起こるであろうという市場をターゲットに絞って視察に行かせてもらいました。

それで、その中であって、我が会派が視察に行った先は、香港ジェットロさんと香港の貿易発展局、そしてまた日本総領事館の経済班長さんという領事の方からお話を伺いました。

その中であって、実際、きのうも3月11日だったんですけども、1年前の3月11日以降、香港市場で何が起こっていたのかというお話を伺ったときに、やはり中国国内へ向けての日本の農産物は一切入らなかった。

どちらにしても中国本土に関しては、全然、第一次産品は輸出できる状況ではないというのを踏まえてのお話なんですけれども、その中であって香港市場においても震災以降、全然日本の物が入らなかった。じゃあ、そのときにどういう現象が起こったのかといえば、日本の農産物が入らない間、台湾と韓国からは一斉に攻められる。私たちは攻められたんやな、と思ったんですけど、市場開放という名のもとに台湾と韓国からの農産物が大量に入ってきたと。

そしてそのときに、次に何が起こったのかということ、香港の市民の皆さんは、今までは日本の物が一番おいしいと思っていた。しかし、値段が高くておいしいので購買意欲のある住民の皆さんは買ってくれていた。

しかし、その3.11以降、日本の物が入らずに、台湾、韓国の物が安くそこの味で入ってきたと。で、市場の中で何が起こったのかというと、これでもいけるでないかというような意識も広まってきています、というのが、私たちが行ったときの市場の結果の報告でございました。

それを受けて、私たちが目指しているのは、それでも日本の物がおいしくて安全ということで、やっぱり売りに行きたいという私たちの思いをお伝えすると、なかなか日本の物は一過性の物が多くて、私が旬にこだわった徳島の農産物、また日本の農産物という市場を受け入れるキャパはないのかという話をしたときには、なかなか限られた物が一過性の1週間なり10日なりの単位でこられるとしても、広く住民がいるし、また香港というのは85%再輸出をしているという市場の中にあって、じゃあ中国本土に入っていくに当たっては、今まで入ってきている旬の一過性の物では全然継続性がないではないかというお話を伺ってまいりました。

その中で関西広域連合として、今までも議論の中に農産物というような話は入ってはないんですけども、今後やはり、攻められることの、守りの最大の防御として、攻めていくという方向性を見出すための研究も、ぜひ進めていってもらいたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

隔山とくしまブランド戦略課長

委員からの農林水産物の輸出についての御質問でございました。

今、本県の農林水産物の輸出の現状について少し説明させていただきたいと思います。

本県の農林水産物の輸出につきましては、農林水産基本計画において輸出先を6カ国、また輸出金額を5,000万円に増加させるという目標を設定しまして、輸出促進を図っております。

その結果、これまで香港や台湾など東アジアを対象に、なると金時や鳴門わかめなどの定着を図ってきたところでございます。

委員から御提案がありました、関西広域連合で農林水産物の輸出に取り組めないかという点につきましては、現在のところ、関西広域連合で取り組んでいく事務とはなっておりません。その理由としましては、関西広域連合が担うべき事務について検討した時点におきまして、行政効果の向上、効率的な執行が期待できる事務として直ちに実行できるものがなかったためと聞いております。

しかしながら、農林水産物の輸出は販売先の開拓のみならず、ブランド化に寄与する重要な取り組みであると認識しております。今後、関西広域連合事務局と連携しまして、各府県の意見もお聞きして、関西広域連合における農林水産物の輸出促進を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

ぜひ検討課題といえますか、ただこれもスピード感を持ってやっていただかないと、実際、TPPの開放がいつになるか、承認というか導入がいつになるのかわかりませんが、もう本当に待ったなしの状況であって、それで県内の農林水産業に携わっている方は本当に守るすべなく戦いに挑んでいかなければならないという現実にあって、非常に不安な要素というのがたくさんありますし、それは多分徳島県の農林水産部の従事者のみならず、多分、関西圏、関西広域連合の中の皆さんもすべて不安に感じられてることだと思いますので、ぜひ関西ブランド、先ほどもクール関西ということで取り組んでいるというお話もありましたが、関西ブランドというものを確立するに当たって、やはり農産物も組んで、出て行くべきものを選別してもらって、早期に検討していただきたいと思います。

それでもう一つ、今思ったんですけど、関西ブランドというのは商標登録とかされてるんですかね。関西

っていうの。今、その中国に攻めに行くに当たって、やはり今言われているのが商標登録、知的商品の保護という部分があるんですけど、それは今は現状どうなっているんですか。担当がないんですかね。

田尾新産業戦略課長

関西ブランドという言葉についての商標ということなんですけど、これまで関西広域連合の広域産業振興局の議論の中では、ちょっとそこまではまだ至っておりません。

以上でございます。

岡田委員

ぜひ、それこそ早急に関西という名前で売り出せる。それは観光にしろ、すべての今取り組んでいる部分での売り出しに使っていただけます。それと先ほども言いましたが、プロモーションをかけていくという部分にも、関西というブランド名を使っていくという現実がある以上は、その関西という部分を商標登録してもらって、ぜひその保護に、おくれることなく取り組んでいただきたい。これを要望させていただきますし、また関西広域連合の中での取り組みとして、ぜひ徳島から提言していただきたいと思います。お願いしたいと思います。

それでもう一点は、先般出ておりました御質問にあったんですけれども、鳴門の渦潮、鳴門海峡を世界遺産にという動きについて、やっぱりこれも関西広域連合、また四国の広域連合でも検討していただきたいなと思いますので、こちらのほうもちょっと質問させていただきます。実はこの3月20日に淡路島のほうで、鳴門の渦潮を世界遺産にというような運動があるんですけれども、それにさかのぼりまして、実は昨年11月20日に「国生みフォーラムin鳴門」というのが鳴門で開催されました。

このときには3県議と市長さん、並びに国会議員の皆さんとかも参加されて、鳴門海峡、渦潮を世界遺産にという動きとともに、実は古事記に基づきますと、淡路島といいますが鳴門の海域一帯というのは、日本の本当の発祥の地ではないかという部分を合わせて、歴史と文化とそれと自然と、という部分での共存した部分の価値観を再確認しませんかというのが目的で開催されていたんですけれども、今回それをまた広域に広げまして、兵庫県の淡路島と徳島の鳴門というのが連携して、今度、3月20日に淡路島で開催されることが決まっているんですけれども、そのときには世界遺産の評価委員だったかな、世界遺産を認定しているユネスコの前事務局長である松浦さん。ちょっとお名前があれなんですけど、評価委員の方も招いて、もう一度改めて鳴門海峡を世界遺産にという運動を立ち上げていきたいという集まりが開催されます。

そして先般、皆さんも御存じと思いますが、ドナルド・キーンさんがキーン・ドナルドという日本名をとったときに鬼怒川の鬼怒からキーン。ドナルドのナルドが鳴門という字を当てていただきました。そのいきさつを、ちょっと新聞に載っていたのを読ませていただきましたが、やっぱり、人形浄瑠璃の「阿波の傾城鳴門」というのを何度も見られているというような記事があったんですけれども。その中から鳴門が、自分が日本の中で活躍される上であって、印象に残っている町として非常に取り上げていただいたのかなと思って、非常にうれしく思って記事を読ませてもらってたんですけれども。やっぱりそこまで思い入れしていただける鳴門であるがためには、私が住んでいる町、鳴門でもございますが、逆に、これをきっかけにして、それを世界に発信していくことによって、関西のエリアの中の徳島と関西との結節点である鳴門、また、四国広域連合と関西広域連合の結節点である鳴門ということが世界遺産登録につながりますと、今度は全域が世界に向けてもっと情

報発信をしていける。もっと注目される町になろうかと、エリアになろうかと思しますので、ぜひそれに向けて関西広域連合で取り組んでいていただきたいと思うんですが、これはいかがでしょうか。

朝日観光政策課長

ただいま岡田委員さんから、鳴門の渦潮の世界遺産登録への動きについて御質問をいただいております。

御質問でもございましたように、「国生みフォーラム in 淡路島」というのが3月20日に予定されておりました。南淡公民館で、今御質問ございました前ユネスコ事務局長の松浦さんをお招きをされるというふうにお伺いをしているところでございます。

これに先立って鳴門でも11月に大麻町商工会が主催となって、「国生みフォーラム in 鳴門」というのが開催されたところでございます。改めて言うまでもございませんけれども、鳴門の渦潮は本県にとっても大変重要な、最も大事な観光の資源の1つでもございます。私どもとしても、渦潮の世界遺産という動きというのは大変心強く感じているところでございます。今後、地元でのこうした動き、大変重要にしながら、私どもとしても地元の取り組みをしっかりと支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、御質問ございました関西との関係で申し上げますと、兵庫県との県境にあるといったようなこともございます。まずは兵庫県との連携といったことも必要になってまいろうかと思っておりますが、関西広域連合の中でもこういった議論ができればと思っているところでございます。以上でございます。

岡田委員

ぜひお願いしたいと思います。そしてまた先般、3月2日に、我が徳島県議会観光振興議員連盟で、四国の観光振興に関する要望というのを、飯泉知事にも要望させていただきましたが、そのときにもやっぱり、渦潮を世界遺産にしませんかというような動きもありますということで、その話題も出ておりましたし、ぜひもう一度改めて鳴門の渦潮を、30メートルも渦が巻くというのは世界に3つしかないと言われておりますが、その中でも最大級の渦が巻くという、自然のやはり猛威であるんですけども、その美しさ、また景観、その不思議さという部分に焦点を当てていただいて、またユネスコの世界遺産への動きの検討にぜひ県を挙げて、また関西広域連合、そしてまた四国広域連合のほうでも取り組んでいただきたいと思っております。

そして、鳥取の山陰海岸ジオパークとか、先ほど午前の中にも出てましたが、9ルートという部分のお話ありましたが、関西広域連合が開発する9ルートにプラスアルファして、そのもう1つ世界遺産がプラスされるということをPRしていただきまして、世界からの注目を集めていただきたいと思っております。

それともう一点、実は阿波の人形浄瑠璃にかけていますと、今年は徳島国民文化祭が開催されるという年でありまして、その中で、前回から今回に向けて4つの大きなテーマで組み込まれていた中にも阿波の人形浄瑠璃というのはやっぱりあります。それで、人形浄瑠璃がたどってきた道というのは、関西から徳島に流れてきたというルートがございますので、そのルートの真っただ中にある、両市での、鳴門海峡の真っただ中にあるところに巻いている渦でございますので、やはりこれは関西と縁が切れるものではありませんので、ぜひ、関西広域連合の中で取り組むことによって、徳島の位置づけというのがもっとはっきりするのでは

ないかと思しますので、ぜひこれを強く要望しておきたいと思います。

いかがでしょうか。

板東国際戦略課長

広域観光ルートの中での鳴門の渦潮の位置づけなんですけれども、委員がおっしゃられるとおり、先ほどお話ししました本県が絡むルートの中でも、まさに徳島と近畿、関西が結びついている間にある鳴門海峡ということで、必ずそのルートの中に取り込まれています。

それから外国からの観光客の方には、非常に評判も高いということで、そういった位置づけの中で、今後そういう世界遺産という取り組みもあろうかと思うんですけれども、一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

ぜひお願いしたいと思います。

終わります。

古田委員

私からはまず、午前中にも議論がありましたけれども、安全協定についてお伺いをしたいと思います。

事前の委員会でもお聞きをしました。そうしたら、関西広域連合と関西電力との間で年度内に協定の締結を目指しているということで、そして3月3日にそれが結ばれたと。覚書という形で結ばれたんですけれども、あと残るは四国電力との安全協定というふうになっているんですけれども、この安全協定を見ますと、再稼動に向けて事前の了解を得るとかいう文言は残念ながらないわけです。

それと、福井県が電力事業者と締結している安全協定にも、定期検査後の再稼動の事前了解は含まれていないわけですよね。1つ入っているのは、国が再稼動の要件として地元自治体の了解を得ることになっていると、こういう点で地元の知事や立地の自治体の意見を聞くということになっているんですけれども。やっぱり、これだけ福島原発の事故の後、昨日1年が過ぎたわけなんですけれども、私も原発ゼロにということでいろんな集会がありましたので、そこに参加をさせていただいて、福島から来られた方々のお話もお聞きをしたんですけれども、本当にまだまだ復興はできていない。そして、地震、津波の影響だけじゃなくて、福島原発の放射能の汚染が大きな問題となって進んでいないというふうな状況をお聞きして、もう二度とこんな原発事故はあってはならないと。そのためにはやっぱり、問題があると。その事故が起こったときに、なかなか収束ができない。今の技術のもとでは再稼動はやるべきではないと、行うべきではないと私は思うんですけれども。

この安全協定についても、もう少し踏み込んで、再稼動についても事前協議ができるように求めていくべきではないかというふうに思うんですけれども、四国電力との安全協定を求めていかれると、先ほども担当者の方おっしゃられましたけれども、それも含めていかがでしょうか。

近藤危機管理政策課長

安全協定についての御質問でございます。

午前中にも森本委員への御質問にもお答えをいたしましたとおり、やはり一たび原子力発電所の事故が発生すれば、その影響が長期間、広範囲に及ぶということが明らかになってきてございます。したがって、このたびの福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こしてはならないということが何よりも重要であると考えております。

そのため、まずは国の責任において、1日も早い事故の収束を行うとともに、しっかりと事故の原因究明と検証を行い、その結果を踏まえた安全対策をスピード感を持って実行に移していただきたいと考えてございます。

御質問の、四国電力との安全協定につきましては、一定程度、協定の柱でございます非常時の発生時における情報連携体制が構築できたということは、まずもって前進であると考えてございますけれども、今後の国の状況でございますとか、今後の原子力災害対応の基本となる防災指針の見直しなどを注視しながら、引き続き四国電力との意見交換などを通じ、協定も視野に入れながら、意見交換や話し合いを粘り強く行ってまいりたいと考えてございます。

古田委員

事前の委員会でも、そんなことをお聞きしたら、学習会などを通じて協議や検討を進めてまいりたいというお答えしてくださってるんですけども、今後の日程ですね、いつそういう、改めて鳥取県が中国電力と、そして関西電力との間で関西広域連合が、そういう覚書が不十分であってもできたわけですから、そういったことを踏まえて四国電力にもやっぱり求めるべきだと思うんですけども、一番早い時期でいつごろそういうお話が改めてできるのでしょうか。

近藤危機管理政策課長

時期につきましては今のところまだ、四国電力のほうとも次回の勉強会、意見交換会については決定はいたしておりませんが、我々としては、このような会議を通じまして、できるだけそういうことについてもさまざまに意見交換をしてまいりたいと考えてございます。

古田委員

関西電力との覚書ができたのが3月3日ですので、早急にそういった機会も設けていただいて、そして四国電力に対しても求めていただきたいというふうに思います。

それから、滋賀県の嘉田知事は、2月20日の記者会見で、今回の関電の決定でゼロ原発への実績ができ、今後の再稼働へのハードルが高くなったと歓迎をして、もし、この琵琶湖の水に万一放射性物質が入れば、近畿全体が大変なことになり、リスクははかり知れない。福島事故の教訓などを考えると、今後そう簡単に、関電側も再稼働とは言えないと思うというふうに記者会見で述べられているんですね。

こうしたことを受けて、京都の山田知事も同じような考えだということも述べられておりますけれども、関西広域連合の中では、そういった知事さんがふえているわけで、徳島県の知事としても、伊方原発の再稼働に対しては、私の本会議質問に対しては、最後に、県民の安全・安心を第一に考え、状況の変化に応じた適宜

適切な判断をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますということで、はっきりとした態度は述べられていないんですけれども、再稼動に対しても、きちんと述べている知事もおるわけですから、もう二度とこういったことは起こしてはならないという立場から、やっぱりそういうふうに表明をすべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

近藤危機管理政策課長

国において今後、原子力発電所の再稼動をさせるかどうかについては、判断をされるということになると思われましてけれども、その際には、明確な安全基準を示した上で、国、及び電気事業者が、地震や津波を含めたあらゆる危機事象に対する万全の安全対策を講じることが大切であろうと考えてございます。

古田委員

福島原発事故の収束もしていない。まだまだ放射能が汚染、漏れているのではないかとというふうなことも言われ、そして原因究明もできていないと。こういった状況で再稼動は認められないという姿勢で臨んでいただきたいと思うんですけれども、その点はいかがですか。

近藤危機管理政策課長

答弁の繰り返しにはなりますけれども、今後、国において再稼動させるかどうかについて御判断をされると思われましてけれども、その際には明確な安全基準を示した上で、国及び電気事業者が、あらゆる危機事象に対する万全の安全策を講じることが重要であると考えてございます。

古田委員

ストレステストで、それだけで原子力保安院に出して、ストレステストをチェックするというので、新聞、マスコミ等では安全であるかのように報道がいろいろされておりますけれども、ストレステストというのはコンピューターの解析だけで、実証実験などは全くされていないんですね。

前に、これは衆議院のほうで、私どもの吉井衆議院議員が追求をした際に、国が持っていた大型の振動台、以前は持っていたのに、それはもう売り払ってしまって、国にはないんですね。ですから、もうコンピューターの解析だけでストレステストをしているわけです。

それは、やっぱり問題だと思いますので、先ほどからも言われておりますけれども、安全基準をきちんと示していただいて、それが示されない、そして収束もできない、原因究明もできないという段階で再稼動は許さないと、こういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。

それと、臼木委員の質問に対して、今後の国民生活や経済活動への重大な影響が懸念される状況となっておりますということで、よく、経済界とかいろんな方がそういうことを言われるんですけれども、これに対して滋賀県の嘉田知事は、関電は実際は電力が足りているのに不足していると危機感をあおっていると痛烈に批判をして、100万キロワット節電すれば原発1基分に相当すると。どう節電すれば原発リスクから解放されるのか具体的な数字を出し、合理的な方法を示していきたいということも言われて、その危機感をあおるような、そういう発言はやっぱり慎むべきだと思うんですけれども、こうやって本当に重大な影響があると言うの

なら、きちんとした数字を出して、そして示すべきだと思うんですが。

今年の冬も節電を訴えて、皆さんそれぞれ節電に努力をされていると思うんです。どのくらい、関西広域連合でも節電を訴えて、そして皆で頑張っていこうということも呼びかけられておりますけれども、全体でどのくらい節電できたのか、そういった検証もすべきだと思うんですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

平島環境首都課長

関西広域連合内での節電についてのお話でございますけど、関西広域連合の関電管内の府県で申し上げますと、この冬につきましては10%以上の節電を目標としているところでございます。現在まだ、2月とか3月でございますけど、状況が出ておりませんので、そういったものを踏まえて、今後、関西広域連合内で、検討、検証がなされるものと考えております。

古田委員

余りに足りない足りないというふうなことで、再稼動しなければやっていけないんだというふうな宣伝にならないように、ぜひ県のほうとしても慎重に発言をしていただきたいと思います。

次に、震災の瓦れきの問題でお伺いをいたします。先ほど総局長から、大変はっきりした答弁をされておりましたので、そのとおりだと私も思うんですけれども、今、関西広域連合では大阪府が2,000ベクレルと、埋め立ての基準を地域で、こういう基準を決めるという方向で行かれております。それを受けてかどうかわかりませんが、京都の山田知事が全国の知事に受け入れを進めるよう文書で要請するということをし、そして、地域で決めた基準を認めてくれて、そしてそれ以上のものは国が責任を持って引き取ってほしいということを言われているんですけれども、関西広域連合としては、そういう瓦れきの受け入れを進める方向でやっているのでしょうか。

新納環境総局次長

関西広域連合における瓦れき処理に関する対応でございます。

事前の委員会でも説明申し上げたと思いますけれども、関西広域連合におきましては、12月10日に国に対し、安全基準や全体スケジュールの明確化を要請する。そして要請への国の対応を前提といたしまして、広域処理に向けた取り組みを検討すること、こういった提案をするという決定をし、12月12日には国に提出したところでございます。

そういったことを受けて、1月26日でございますけれども、環境省のほうから安全基準等の説明を受けるとともに、京都府知事の発案で、専門家会議の設置というものを提案し、それが決定されたところでございまして、統一的な基準づくりということでの作業を進めているやに聞いております。

3月3日でございますけれども、この連合委員会におきまして、基準という言葉が変わりまして、災害廃棄物処理に関する考え方について23年度末までに確定するというところで、その内容と策定の進め方を確認していくところでございます。

この関西広域連合の前提といたしましては、まずはフェニックス処分場への受け入れということの前提で議論が進められていると聞いております。

古田委員

先ほど総局長からは、海面の埋め立ての徳島県のような現状では、水に溶けやすい瓦れきなどは受け入れられないという御発言がありましたけれども、処分場もそうだし、焼却炉も、放射性物質の処理を想定していないと思うんですけれども、市町村の焼却場というのはそういうものを受け入れた場合、できるようなものになっているのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

新納環境総局次長

可燃物を受け入れた際の焼却炉のことでございます。

この焼却炉に関連いたしますは、従来からの排ガス対策、いろんな対策があろうと思うんですけれども、そういったことのために、ばいじんというものが出るんですけれども、そういったものを除去するバグフィルターといったもの、あるいは新式の排ガスの洗浄装置、そういったものがついてございますので、そういうのが完備されておれば基本的には除去されるということを聞いております。

それは、それぞれ市町村の焼却場の状況によって、それぞれ異なるとは思いますが、基本としてはそういうことになります。

古田委員

昨日は東京のほうでも、いろんな、震災瓦れきの受け入れなどについての、いろんな学習会などが開かれたようです。その中で、中皮腫、じん肺、アスベストセンターの方が言われているお話の中で、アスベストを含む建材が瓦れきとして町じゅうに散乱していたり、無造作に置かれた危険な状況があると述べられているんですけれども、こうした、私はいつもアスベストの場合などは、とにかく囲い込みではなくて、いろんな災害、大きな災害に備えて、きちんと除去しておくべきだということを言わせていただいているんですけれども、今の集められている瓦れきの中には、そういったものも含まれているかと思うんです。そうしたものも含めて、本当にいろんなところへ移動してしまっているのかなということと思うんですけれども、放射性物質と合わせて、やっぱり遠くへ持って行ってしまおうというのは問題があると思うんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

新納環境総局次長

アスベスト等を含む廃棄物の処理という御質問でございます。

先ほど、関西広域連合においていろいろ議論しているというお話をさせていただきましたけれども、フェニックスに受け入れる際の基準等について議論するということでお話し申し上げましたけれども、そのベースは、基本的に大阪の基準を丸ごと構成府県の取り組みとすることについての適否を検討していくというふうになって、今後議論は進むだろうと思われま。

大阪府の指針というのを見ますと、受け入れるのは可燃性の廃棄物と限定されております。ただ、混じるものがあるので、可燃廃棄物と混合廃棄物と両方について入れましょうという指針になっておりまして、委員の質問のアスベスト、さらに言えばPCB、こういった特別の管理廃棄物。これは受け入れないという方

針になってございます。

ですから、現地のほうできちんと振り分けられた格好でのものを受け入れると理解しております。

古田委員

だけど、壊れて集められているものが震災瓦れきとしてあるわけですから、そのPCBだとかアスベストというのが、きちんとより分けることができるのかということも不安ですし、また、放射性物質が含まれているかどうかというのを、たくさん瓦れきをきちんと測定できるのかというふうな、いろんな不安の声があって、今でも瓦れきの受け入れに対して、3月4日の共同通信社の調べでは86%が難色を示していると、それぞれの市町村などで拡散を懸念しているという声がありますので、やはり総局長が言われたように、きちんと基準にのっとって、きちんと納得がいかない限り受け入れるべきではないというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、国の出先機関の移管についてお伺いをしたいと思います。

この移管に関しては今、批判の声が大きく広がってきております。12月には地方の市町村長の会が開かれて、120の市町村長が、国の出先機関の移管に対しては問題があるということを言われていたんですけども、この3月3日に開かれた会では、これに全国から447人の市町村長さんたちが集まって、そして、大きくは地方整備局の廃止に反対ですけども、国の出先機関廃止論というのは、拙速には進めないように慎重に対応するべきだというふうな決議を上げられておりますけれども、こうしたことに対してどのように受け止められているでしょうか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

古田委員の御質問にお答えいたします。

現在、関西広域連合におきましては、地方整備局、経済産業局、それから地方環境事務所につきまして、地方への人材、それから権限、それから人も含めました丸ごと移管を主張しているところでございます。現在、市町村のほうからさまざまな声が上がっているということは事実でございます、この点につきましては、まず市町村のほうで国の出先機関、これは廃止をされると、なくなってしまうということから、少しそういう御懸念があるということで、そういう声が上がっていると伺いしております、関西広域連合といたしましては、今回我々が求めているのは、国の出先機関につきましてその権限も人も財源もすべて丸ごと地方のほうに移してくださいと。

ですから、これまで国がやってきた仕事につきましては、これはまさに地方が丸ごとやるということでございまして、この点につきまして、関西広域連合といたしましても、各市町村さんに行きまして、御説明のペーパーを用意いたしまして、私、2月の第2週からすべての市町村のほうにお伺いいたしまして、事務方のトップでございます副市長さん、副町長さんに対しまして、そのあたりにつきましてしっかり御説明をいたしまして、現在、御理解を求めているところでございます。

以上でございます。

古田委員

東日本大震災が起こったときに、国土交通省の出先機関の地方整備局は、国道や河川の管理など国土保全を初め災害時の緊急対応を担い、北海道、沖縄を除く全国8カ所に設置されていると、そういうところが、全国からの地方整備局職員2万人が派遣されて、そして大変な、寸断されていた道路、15の道路を4日間で復旧したと。

そして、自衛隊や警察、救急隊などの車両が入れるようにしたということでは、国の出先の地方整備局が、建設業者の皆さんが、市町村の皆さん、県の職員の皆さんらと力を合わせて、そしてこういったことができたわけですが、こういったことが、全国一律のそういう規約というか法律に基づいてできるので、こういった対策がとれたと言われておりますけれども、もし、それぞれのところに丸ごと移管して、もう関西は関西でやりなさいということになれば、やっぱり機敏な対応というのがとれない状況も出てくるのではないかと心配はされるんですけれども。

それと、やっぱり経済的に、財政ですね、財政が地方に移管をするというふうなことで、本当に関西広域連合が、そういったことがきちんと担えるのかと。財政基盤が弱いようなところに対しては、そういったことができるのかということが言われておりますけれども、こうした問題については、どうお考えですか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

古田委員のほうから2点、御質問をいただいております。

まず、1点目につきまして、危機管理上どういう対応ができるのかといった御質問かと思っておりますけれども、これにつきましては、まずは東日本大震災のときに、まさに国のほうがなかなか動かなかったときに、関西広域連合といたしましては、発生後、2日後に知事が集まりまして、非常に被害の大きかった東北の3県に対しまして、カウンターパート方式ということで迅速な支援をいたしまして、現在も引き続き継続的にやっております。

こういったことで、仮に地方整備局が関西広域連合に移りまして、このあたりの仕組みについては、それぞれの出先機関等と緊密な連携、それから平時からの訓練等を通じまして、まさに今、国がやっていること以上のことができるものと考えております。

それから財源の面につきましては、先ほど少し答弁させていただきましたけれども、権限、それから人、それから財源、これにつきましては、基本的に丸ごと、今の現状は、そのまま地方にということを要求いたしております。

この財源の問題につきましては、まだこれから国のほうと協議するところがございますけれども、このあたりにつきましては今後、関西広域連合を通じまして国に対してしっかりと、その財源の確保について要求、交渉してまいりたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

もともとこの広域連合というのは、経済団体などが道州制へつなげる、そういうために、まずは広域連合だというふうなことで、経済界の要求に応じてつくられてきていると思うんですけれども、その日本経団連の試

算では6万6,000人弱の職員を、国から転籍した職員及び地方公共団体職員のうち3万3,000人弱が定員削減が可能だと、こんなことを言っているわけです。

この広域連合とか道州制というのを究極の構造改革というふうなことを言って、そして職員の大幅な削減も言っているのではないかと思いますけれども、この前の総務委員会でも自民党の議員さんが、そういうふうなことをチラッとおっしゃっておいりましたけれども、やっぱりそういったところに対しては、そこで働いている労働組合の国公労連の皆さん方からは大きな不安の声が出ているわけです。

そういった、本当に今、桑村調査幹のほうから言われたように、本当にすべて丸ごと移管ができるのかということでは、なぜこんなことをするのかというのは、やっぱり少しでも国が出すお金を減らそうというのが目的だと思いますので、削減につながっていくのではないかと思います。そういう労働組合の皆さんからの不安にこたえるという面でも、地方整備局や国の出先機関の移管というのは、やっぱり慎重に考えていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

国の出先機関改革につきましては、これまで分権型社会、こういったものを地方として求めていく。それから、まさに地域のことは地域で決めるという、そういった地方をつくり上げていくということで、全国知事会を初め、各県、長く歴史を重ねまして現在に至っているところでございます。

委員御指摘のように、いわゆるコスト削減といいますか、人員削減につながるのではないかと御質問でございますけれども、当然、国のほうから丸ごとで、人、財源、権限を移管いたしますと、地方におきまして、現在、国のほうと県のほうで、さまざまな、いわゆる二重行政といいますか、ダブっている部分がございますので、そういった部分は、これまで県においても、いわゆる行革という点で、一定整理するところは整理してまいりました。そういう視点で今後、国の行政の無駄な部分、県の無駄な部分を合わせまして、より効率化して、より効率的な財源のほうに振り向けていく。人も振り向けていくということについては今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

ねらいはやっぱり、国のそういう防災、災害などから国民を守るとか、それから暮らしを守るとか、そういったことを国の責任を地方に持って行って、そして国の責任をもうやめてしまうというのが、この広域連合などに先機関を移管するというねらいが、私はあると思いますので、やっぱりそのところはしっかり忘れないようにとらえていただいて、そして慎重に臨んでいただきたいと思うんですが、宮崎県の市長会、県の町村会はずべて、地域主権改革に伴う国の出先機関廃止、地方移管は時期尚早として、国に慎重な対応を働きかけるよう求める要望書を知事に出した。

それから、福島県の相馬市でも農林水産業や地元企業の再生に国出先機関の農政局、経産局は大きな役割を果たしていると。支援は県だけでは無理だと。我々の要望をどう実現させるか、地域主権議論は大事だが、地に足が着いた議論が必要だというふうなことを市長さんが述べています。

それから、お隣の高知県でも高知市と南国市を除いて、高知県は除きますけれども、その他のすべての市

町村からは、地方整備局の移管はやめてほしいという決議も上がっています。

だから、こうした声をしっかり聞いていただいて、やっぱり今、国家公務員として出先機関などで働いておられる方々の思いもしっかり受け止めるということが大事だと思いますので、地域主権改革だと言って、どんどん進めていくのはどうかなというふうなことを思います。慎重に対応をしていただきたいと思います。

最後に、カジノ構想についてお伺いいたします。以前にお伺いをしましたけれども、今回のこの24年度予算原案の中にはカジノというのは余り出てきていないように思うんですけれども、大きないろんな批判の声が出ていたということを知っておりますけれども、どのようになっているのでしょうか。

板東国際戦略課長

カジノ構想につきましては、今、御提案させていただいております関西広域連合の計画の中の策定過程で、さまざまな議論がされておったんですけれども、最終的には、今、議員のほうからお話がありましたとおり、いろんな御議論があるという中で計画は早く仕上げなくてはいけないという時間的なこともございましたし、そういった中で今後、さらに勉強、議論をいろいろしてみようということで、附帯意見という形で、最終的に付記された形で議論が、とりあえず現在の時点では終わっているところでございます。

児島委員長

古田委員。まとめでお願いいたします。

古田委員

いろいろこの一年間、論議してきましたけれども、やっぱり関西広域連合というのは、関西というのが全体的に決められている、関西に向けての取り組みがされているところで、本当に24年度は5,201万1,000円も、以前のつくったときの予想よりも2倍にも分賦金になっているわけなんですけれども、今後またこれは、いろんな事業をするにつれて分賦金がふえるのではないかと予想されます。

やっぱり、関西から見れば徳島県が一番離れたところというふうなところで、本当に徳島県にとって大きなメリットがあるのかなということが、いろんな事業展開をしていく、そういう文言を見てもそのことを思います。

やっぱり、慎重に対応していただきたいということをお願いして終わります。

丸若委員

私も2点だけお伺いします。

1点は瓦れきのこと。それから2点目に、今の古田委員のほうから言われた出先機関のことということでお聞きしたいと思います。

先ほど坂東総局長から答弁で、瓦れきについてはこれ以上質問しては怖いんじゃないかというようなまとまった答弁があったんですけど、ちょっと質問の前に、先ほど新納環境総局次長が、バグフィルターのことを言われたんですけど、これはあれですか。放射性物質もバグフィルターを設置しておいたら吸着するということではよろしいんですか。

新納環境総局長

はい。そのとおりでございます。

丸若委員

バグフィルターについては、私も町議になったときに地元のほうで、いわゆる産業廃棄物問題が大きな政治課題でありまして、その中で、最終的にはその施設というのは稼働せずに終わったんですけど、やっぱり次々追加の設備をするということでバグフィルターをつけて、しかし、それでもなおかつ動かなかったということがあったんですけど。そういう焼却場でバグフィルターをつければ多少の放射性物質といいますか、それは吸着するということであれば可能性があるのかなというふうには思っております。

それと、先ほどの答弁の中にもあったんですけど、私もどちらかという、きょう、長尾委員のほうから言われたようなところのスタンスです、今の古田委員のところとは違って。というのが、まずあれが、3.11 あったときに受け入れるよと言って、まあいろんなことがあったんですけど、それからすぐこう、消極的になって。私自身も12月の議会が終わってから現地のほうへ行っただんですけど、仙台のほうを下りて行ったんですけど、もう流された車がダートと山積みになっていて、そしてそのときに乗った、木南先生と行ったんですけど、運転手の人が言ってました。こう流されて、そして自衛隊の方が来て、そして一晩のうちに、そういう中にも人がたくさんいた、車の中にね。それでまあ、死んでいたということで、遺体を安置所とかに持って行って、それであの車なんかを処理していったんだということでありました。

それと、もう一つの、瓦れきというのは本当に山のようになっておったと。きのうも一日じゅうあちこちのテレビ局で報道されていて、現地の方が、やっぱり、やろうと思ってもこの瓦れきがあって、何カ月前から一つも変わらないということになってきたら心がなえてしまうというふうな話もされておりました。

ですから、確かに、一番、地震と津波よりかは福島第一原発のことがあって、それが瓦れき処理に影響しているということは大いにあるということは理解しますし、それから先ほど総局長が言われた、現政権の対応というのは、もうとにかく隠ぺい体質と、それと事なかれ主義と。とにかく責任をとらない、無責任態度ということが、今回のこの、1年たっても本当に地域の人に、何というか、希望の光が見えないという状況の一番大きな原因だと思います。

しかし、そうは言っても、それを批判したからどうなるものでもなし、やはり対処すべきことは大いにあるであらうし。その中でちょっと質問としては、今回の、といいますか、これいつですかね、一般質問の中でもいろんな人が聞いておられますね。この瓦れきについて。そして今まで、今の新納総局長と、それと総局長のほうから答弁されたことが、大体の概略だと思うんですけど、一般質問に対して。

これ京都府の方が、災害廃棄物の処理問題についてということ、それから大阪の方が、瓦れき処理について、フェニックス処分場について専門家会議。それからもう一人の大阪の方が、災害廃棄物についてと災害廃棄物の広域処理について、それから広域連合としての処理基準について、災害廃棄物受け入れに対する各府県の状況について等々の質問されて、これ答弁されてるんだらうと思うんですけど、まだちょっと議事録でも確認もできませんし、概略をちょっと御説明願えたらと思います。

新納環境総局次長

連合議会のほうでの御論議の話だろうと思います。

1点は、専門家会議での検討の状況でございます。これについては今、連合としての専門家会議、いろいろ議論したいんですけども、その委員候補を選定中ということで、最終的にいつという時期はまだ決められていないようでございますが、3月中には結論を出したいというのが1点ございました。

それから連合としての役割ということで、先ほども申し上げましたけれども、フェニックスというのが受け入れの場として有力な候補であり、またその働きかけを連合のほうはやるとというのが役割であると。

そして海面埋め立てに関しては、放射性のセシウム、これは非常に水に溶けやすいというふうなことがあること。それともう1点は、国からこういった明確な処理基準とかが出ていないということで、フェニックスについては国の、個別に安全性の評価を受ける必要があるという議論があったと思います。

そういった中で、なぜ個別評価かと申し上げますと、やはりその廃棄物の種類に加えて処分場の構造立地、廃水処理方法、こういったさまざまなものを勘案しないと、なかなか決められないよというふうな議論であったかと思います。

また最終的には、廃棄物の処理について市町村のほうメインになるわけでございます。広域連合内の状況としましては、大阪市を除いては明確な受け入れの意向を示している市町村はないと。受け入れに非常に慎重な意見が多いということで、連合としては、1つの処理に関する考え方ということをお示していくこと。そして、連合そのものは、先ほども申し上げましたが、受け入れの権限というのはないので、各構成府県において市町村と協議していくことが基本になると、こういった事柄が議論されたと伺っております。

丸若委員

言われたように、県に処理施設があるということは埋め立てくらいですから、まずその、多分一番ボリュームが大きいのは焼却処分すべき、いわゆる木とか、そこらのプラスチック等々のことだと思うんです。それは、焼却処分場ということになるし、焼却処分場は市町村、それから民間ということになるだろうと思う。それで出た灰をどうするといったときに県のほうに来るのかなというふうな流れだと思うんですけど。

私、町議のときに、阿波市でも焼却処分場の大きいやつをつくるということで、それと同じ炉があるということで岩手県かな、に行ったんですが、あそこへ行ってまずびっくりしたのが、県単位での広域の連携の事業というのが、すごくあるんですね、いろんな意味で。それでターッと一覧表みたいなのがあって、それで50もあったかな、いろんな事業があって。これはどういうことですかと言ったら、各県連携して行って広域でやるべきことがあったら積極的にやっているんですと言ったから、東北のほうが本当にこれ、道州制論議になったときに一番に進むかなということ、そのときに思いました。

それともう一点は、案外、市町村の処分場というのは一般廃棄物ですから、やっぱり生ゴミとか多いと。それで向こうのほうは違うんですね。生ゴミと産業廃棄物と混合して燃やしているんです。そのメリットは何かというと、生ものだったら、とにかくダイオキシン論議が華やかなところですから、800度を1,000度に上げないといかんといったときに、やっぱりバーナー、プワッと燃やすんですね。そして、温度を上げてダイオキシンが出ないようにすると。向こうのほうは違うんですね。つけておいて、そして産業廃棄物を入れるんですね。木であつたりビニールであつたり、それをどんどん入れるんだと。もちろん行政が有料で引き取って炉の

中にやって燃やしていく。ですから炉の温度がパーっとそれ上がるんですね。

ですから、バーナーで重油を炊くというのが減って、完全燃焼というか、ほとんどしたやつを、今度は灰をペレットにしていって路材に使うとかいうことを、本当に一つの産業体としてやっておいて、進んだらというふうに思いましたし、あのときも、私も地元でも言ったんですけど、これ、せつかく大きいのをするんだったら、そのらのことも含めて我々のところもハウス園芸が盛んですから、それ本当に皆さん困るとということで、ひとつ考えたらいいんじゃないかというようなことも思いました。

ただ、そういうふうなところも含めて今度、太平洋岸はかなり潮風をやられておると思うんですね。ですから、我々がカウンターパートでやっているのであれば宮城県、そんなSPEEDIのものを見ても余り、放射性物質というものがどこまで行くかなということが、風評被害以上のことがあるのかといったら、私自身は疑問にかなり思っています。ですから、これからは今後の議論だという部分は認識してはるんですけども、これからやっぱり復興するにしても、ああいうのが山になっていて、いくら復興計画をやったってどうしようもないですからね。

これはもう本当に、もう一回腹を突き出して日本中が自分の痛みとしてやるというべきであろうし、ただ、そのときに基準というやつをどうするか。ただ、これも難しい。というのが、もともと原発には事故がないということで、余り基準をつくってなかったということ。これはまあ、これまでの反省事項でもありましょうし、100ミリシーベルト以上は害があるということはあったとしても、それ以下のところはどうも、学者の間でもいろんな見解があるということがあろうですから、なかなか難しい問題があるとは思っています。しかしまあ、そのらのことも含めて。ただ、今の時点で、坂東総局長が言われたように、県でどうこうするという事はなかなか難しいでしょうから、関西広域連合として、あるいは四国、これから広域連合とする中で、きちんと仕分けをしていって、この東北のほうの復興がいくような流れに持ってってもらいたいということを、ぜひお願いしたい。最後の委員会ですので要望ということでお願いしたいと思います。

それからもう一つの、今の移管ですけどね、これも、ちょっと僕もイメージとしてはなんとなくわかるんですけど、今回は近畿経産局ということですから、徳島は特にすぐには関係ないんでしょうけれども、桑村調査幹が言われたように、今、説明会をしているということなんですけれども、今度そうしたら、次のスケジュールを見ると5月ごろの法案閣議決定を目指してやっておるということなんですけれども、これ、具体的な議論というのは、幾らか把握されているんですかね。今までこうこだわって、こういうふうなステップで今こういうふうな状況、今、説明されておると言うけれども、そうしたら3月の中旬から下旬に向かって地域主権戦略会議で、移譲全体の審議ということのようなんですけれども、ここに至るまでに今、国との折衝の中で、それじゃあこれ、ブロックで受け入れるんだけれどもどういう、何というのかな、我々がイメージするとすれば、どういうふうな状況になると認識したらいいんですか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

丸若委員のほうから、国出先機関の現在のスケジュール状況の御質問でございます。

現在、国出先機関の移管につきましては、事務権限、それから人、それから財源、この3つにつきまして、それぞれ同時並行的に進んでおります。

まず、事務権限につきましては、先の2月9日のアクションプランにおきまして3省のほうから、それぞれ出

先の今持っている事務のうち、地方に移管できるものということが示されたところでございまして、これにつきましてはまだまだ不十分なものということで、関西広域連合を通じまして、これについては基本的に丸ごと移管ですよということで今現在意見を申し上げているところでございます。

それから人の移管につきましては、人材調整準備会合という、またこれは別の国の機関がございまして、全国知事会からも2名の方が入ってございますけれども、こちらのほうにつきまして、今、ルール、人材移管につきまして調整といいますか、その中身につきまして議論しております。

あと3点目の財源につきましては、まだ具体的な検討に入っておりませんので、ここはまさにこれから国と地方のほうでしっかり協議していき、まさに財源の問題につきましては今後の運営にも大きくかかわる話でございますので、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

丸若委員

あの、どんなんですかねえ。民主党政権になって地域主権は1丁目1番地や言うて動くのかなと思ったら例のごとくですけど。

それで今度、私の認識からいうと、大阪の維新の会がああいうふうな選挙結果になって、そして橋下、今の大阪市長がいろいろ言う。それに対して、これからの選挙対策もあるのかもしれないけれど、にわかにかう動き出したというふうな認識を持っているんですけど。今まで丸ごと移管というのは、それよりか以前にある程度言ってきたと思うんですね。大阪府知事の時代からね。それが今度、選挙結果を見てああいうふうになった。圧勝したと。

それで政治のほうは、それ、動いているんですけども、行政、いわゆる官僚機構といいますか実務のところの対応的なところというのは地域で行かれて、そうしたら桑村調査幹なんかは行かれて、感覚的にはどうですか。変わったところがありますか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

国の出先機関改革の進捗状況についての御質問でございますけれども、なかなか、総論的な話というのは、これまで進んでおりますけれども、個々具体的な話になりますと、各省庁ともなかなか厳しいといえますか、という印象は持っております。

ただ、そうはいたしましても、我々といましては、丸ごと移管ということで地方のほうから、まさに受け皿をつくって声を上げてございますので、そこを一つ一つ、まあ事務的には国の言っていることをつぶしながらといえますか、しっかりと反論しながら基本的な丸ごと移管の路線をしっかりと守りいただくということで臨んでまいっておりますし、今後ともそういった姿勢で臨んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

丸若委員

今の時点でどうのこうのということではないですけど、私自身が認識しているのは、今回の四国広域連合にしる中国が広域連合をするに当たって、今の丸ごと移管が、この前のときもちょっと演説で言ったんですけど

ど、これがもう本当にこの広域連合の肝だと私自身は思っています。これがどういうふうになるかによって、これからの地方の形がどうなるかということだろうと思いますけれども。まあでも、今の政治の流れからいうと、ひょっとすると一気に動く可能性も大いにあるんでないかと思っています。

これはもちろん、新版の船中八策を動かそうと思ったら憲法改正ということがあるんですけど、これも含めて、先日の産経だったですかね、石原都知事が、改正にはさすがに96条の条項があるけども、破棄と云うのであれば、これがいやいけるんだというふうな、本当かどうかはちょっと知らんですけど、新聞に書いていまして、ああ、そういうことがあるのかというふうに思いました。

もちろん、これはまあイデオロギーの問題があったり、地域をどう考えていく、今、古田委員のほうから、反対の市町村長さんもおいでるよということがありましたけれども、もちろんそうだと思うんです。

ただ、明治維新から事ここに至ってよく言われる、震災、こういうことがあって本当に大きく変わる、私たち地方がチャンスだと思ってますし、今回動かすときに関西広域連合というのを一つの核にしていって、今度、四国広域連合、中国広域連合でやっていって移管に持っていくという流れになっていったら、結構一気に動くであろうし、やっぱりこれから、皆さん理事者の方は本当に大変だなというふうに思うんですね。日々のことをやっていって、またこれから広域のことっていうことでしょうけれども。

ただ、その流れの中で、これから今までのスキームとは違う地方行政が来るということは、私は間違いないんでないかと思えますし、それに向かってどういうふうに現実の行政を合致していったり、組み替えていったり、いろんなことをやっていくか、まあ我々でもそうですけど、意識を変えていくということがこれから問われて、それができるかできないかが、この地域の発展にかかわってくる時代が来るんでないかと思っています。

今回、最後の委員会でもありますし、我々も今回で終わるということですけども、理事者の方々のこれからのますますの御健勝、県として県政発展のために頑張ってくださいことを御祈念申し上げまして終わります。

竹内委員

関西広域連合の議員として福山先生と一緒にさせていただいておりますが、最近になって、なかなか権限移譲等々の問題で関西広域連合の中ではその問題に、余り積極的にさわる事ができないというじくじたるものを持ちながら、審議に加わっているわけでありまして。

先ほどからのいろんなお話を聞いて、昨日が大震災の1年目というようなことで、いろんなことが思い出されましたし、各地では、ほとんど一日中、報道機関がそれに関して報道があったと思いますけれども、何よりも天皇陛下さんが術後、お元気でお出ましになられて、本当に励ましの言葉をいただいた。その中で特に福島原発の処理に当たっている人たちに対するねぎらいの言葉が非常に印象的でありましたし、大変感動もしたわけでありまして。

そういう中で、一番腹立たしいのは、復興庁が鳴り物入りできて、これは当然、我々自民党も賛成をしたわけでありまして、公明党も賛成している。そういう中でどうも、聞いてみると、一番実力のある岩手県は、復興庁の予算の要求に対して90数%認められたと。片や宮城県は50%だという話が、もうはっきりと出てきておりますね。これはまさに今の民主党政権の、憎たらしいといえますか、こんなことであっているのかな

と。

女川町で高台に住む人たちの予算というのは4割しか認められていない。宮城県の知事がいみじくも、これは復興庁でなくて査定庁だと言い切っておりますよね。知事が怒りに。本当にその、真剣に提案をした分を、それほど無残にも打ち砕かれてしまって、片やなんか非常にこの政治的な作為を感じる。これは私だけではないと思います。

そういうふうなことをしていたんでは、復興庁のあり方ということ自体が大きな問題になってくるんじゃないかと、けしからん話だなというふうに、きのうきょうのニュースを聞きながら非常に怒りを覚えたわけでありませう。今でも、今さらながらそんなことをやっておるんだなあ、非常に、復興庁と民主党のやり方というのにはふんまんやるかたない思いであります。

先ほどからもいろいろお話がありますが、瓦れきの問題についても、これはやっぱりそれはみんなで助け合ってやらなければいけないという総論は、皆さん賛成なんですよ。まあ共産党さんは、また少し違うかもわかりませんが、皆さん同じだと思いますが、結局は坂東総局長が言ったことがすべてかな、とは思いますがけどね。

この前の関西広域連合議会の連合長の答弁でもそうだったんですけども、もうお返しをしてやらなきゃならないのは当たり前なことなんだと。しかし現地で仕分けができないのはなぜなのか。なぜできないのか。全体の処理の中で何を助けてほしいんだと、そういうことが全く出てきていないにもかかわらず、やれやれ言われてもやれない。これがもう連合長の答弁でも、まあ連合長の答弁よりも坂東総局長の答弁のほうがすばらしかったですが、まさに私はそのとおりだと思います。

これは逃げてはいけない問題ですが、やはりそういったものがきちんとできたら我が県も真剣に考えていけないといけない。坂東総局長が、市町村に必死になって説得していただかないといけないときが近々来るのではないかと今、思っておりますので、そういう事態が来ましたら、我々も一生懸命に後押しをしながら頑張らなきゃいかんというふうに思っているわけでありませう。

それから1点だけ、これちょっと質問して、わかっておればという話なんです。

私も前回の総務委員会でも申し上げましたが、日本のエネルギーの問題ですよ。エネルギー問題というのは物すごく大事な部分でありまして、日本は島国ですから、よその、他の国からエネルギーを輸入できるといこと、化石燃料とかそういうものを輸入しながら頑張ってきた現実の中で、大きなうねりで、これはもう一番日本人の欠点であり、まあいい部分もあるんでしょうけれども、やっぱり原発がああいう事故が起きましたら、もう途端に原発はすべて悪なんだと、だめなんだというふうに180度変わっていった。

去年の夏の段階では、まだ全国で20近く原発があったんですかね。で、ことしの夏はゼロになるとか。ゼロになったときに、本当にピーク時に、アメリカで一時あったような停電騒ぎが起ころんのだろうかという心配があります。それにはだれも答えませう。

だからそういう意味では本当に今、もうまさに近くにきているわけで、今再開できないのであれば、もう緊急にLPガスとか、いわゆる化石燃料を使った石炭、石油。そういうものの発電所を緊急につくっていかなければ、それはもう企業の自家発電とかそういうことに頼るといのは一時期のいわゆる小さなものであって、大きな日本が製造業を中心として産業面で他の国との競争に打ち勝っていくためには、エネルギーがなかったらもうだめなんですよ。

それで今、徳島県もすぐに、はやりが好きだから、太陽光でやると言っていますけれど、太陽光なんてものは何十年もたたなければ供給が間に合わんということはわかりきっている話なんです。

1つだけ聞きたいんですけど、これ把握してるかどうかわからんけど、ドイツでは20%の太陽光だの風力だのという設備をきちっとできておると。しかし現在の供給量は2%だという話が報道で出されております。そしてあの国は、フランスから原子力も買ってますよね。そういうドイツの現状というのを、これが本当なのかどうなのか把握していたら、間違っているんだったら教えてください。

平島環境首都課長

ドイツのエネルギー政策についてでございます。

ドイツにおきましては、1900年代の前半から太陽光発電というもの、並びに風力、そういうふうなものを視野に入れながら、電力の固定価格買取制度というのを導入いたしました。ただ、最近になりまして、固定価格買取制度でございますので、金額的にかなり上げてきた部分がございます、それが財政的に厳しい状況になって、その価格を下げるような状況がございました。

こういった形で、これから太陽光発電を、これまでかなり入れてきたわけでございますが、委員御指摘のように、17から20%のくらいの容量があると聞いておりますが、実際問題、現実にも、どういふふうな形でどのくらいの電力を、その太陽光で賄っているかというのは、御指摘のように、ヨーロッパは地続きでございますので、フランスとかスペインとかそういったもので対応しておりますので、数字等は現実問題、今、把握していない状況でございます。

竹内委員

今の話にもありましたように、買取制度というのがもう立ち行かなくなって廃止するかもわからんというような動きが議会の中でも、あるいは政府の中でもあるというふう聞いております。先進国がそういう状態ですから、鳴り物入りで日本が、そう簡単に左から右にということが果たして正しいのかどうか。もう少しじっくりと熟慮しながら、日本の大事なエネルギーですからね。これがだめになったら日本の産業がつぶれてしましますよ。

単純に言ったら、水力発電は十何円でしょ。買い取ってもらえるのが、太陽光は30数円とか40円とかいう値段ですから、もうそれだけ値段が上がるわけじゃないですか。

しかも、まあこれは将来的には補助がつくのかもわかりませんが、貧乏人の人は自分の家の上に太陽光なんかつけられませんか。貧乏人だけ電気料金が上がるという話になりかねない話でもあるんです。

だからもう、何でもかんでも太陽光じゃ太陽光じゃと言うて、私は前の総務委員会でも申し上げましたけれども、大事な高い銭を出してつくった流通のすばらしい用地に、そう簡単に太陽光だけつくってもらうのはいかんかと、それはもう今回だけにしてよという、我が会派の総意でもありますし、それでまあ非常にそういうものが今以上に好転するというのであれば、またそれはそれで考えていったらいいわけで、やみくもにそういうふうなものを、いい土地を渡していくという。それよりも、その土地に少なくとも企業を誘致して、何十年でもただでもええわと、雇用がふえることが大事だと。この前の話では、太陽光の雇用は1名ということをはっきり言われたんでね。雇用1名のために固定資産だけパーになるような、そういうものは私は県議会として

100%認めるわけにはいかんのではないかなというふうに思いますし、今の話も、ドイツが、あのドイツがそういう状況である。しかも買取制度は、ひよっとしたらもうやめなければいかんかもわからんというふうな状況なんです。そのことをみんなもって知って、日本の国のエネルギー問題というのは根本的に考えていかなきゃならんというふうに私自身は思っておりますので、県もチャラチャラと乗っていかないように、ぜひ熟慮をして頑張っていたきたいなというふうに思います。

もう1点は、ここに、一番直接関係する四国広域連合。これはいろんな説明を私も受けまして、やむを得んのかなというふうな気はいたしておりますが、これは二重になる、前の事前でそういう説明があったのかもしれませんが、私ちょっとおくれてきましたので。各市町村との会とか、あるいは経済界とかの会とか会議をやっていますよね。説明会をしている。で、その反応は、おおええわと、四国広域連合ええでないかという意見が多いのか、それとも黙っているのが多いのか、反対の声もあるのか。そこら辺の空気はどうですか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

竹内委員のほうから、各市町村それから各団体からどのような御意見があったのかという御質問でございますけれども、2月10日に開催されましたとくしま飛躍“拳県一致”協議会におきましては、岡本議長さんを初め、県内各界各層の方にお集まりいただきまして、直接知事のほうからいろいろ御説明をさせていただいたところでございます。

そういった中で意見といたしまして、関西広域連合の実績を持つ徳島県が四国においてもリーダーシップを発揮し、日本の地域主権改革をリードしてほしい。それから本県を初め、四国の主要産業であります第一次産業振興に向けまして農政局の移管をぜひ進めてほしい。四国の結束をこういった面で高めてほしいと。それから経済産業局の移管を受けまして、観光を産業として、しっかり四国として確立していただきたいと。こういった前向きな御意見とともに、道州制につきまして、こういったことにつながらないのかというふうな御懸念の声もございまして、この部分につきましては、以前から本県といたしましては道州制にはつながらない、転化しないという姿勢で臨んでいくということで御発言をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

竹内委員

わかりました。おおむね前向きといいますか推進の意見であったとお伺いをいたしておきます。その経産局の受け入れなんですけど、具体的には、私もちょっとよくシステムがわからんのですけど、わかりやすく言ったらどういう部門がどのように徳島県に来るのかと、わかりますか、イメージ的に。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

竹内委員のほうから、四国の経産局の移管についての御質問でございますけれども、まず四国の経産局につきましては、現在高松のほうに局を持っておりまして、徳島等のほうには事務所等はございませんので、今回丸ごと移管をいたしましたときに、この高松にある今の組織がこういった形で地方のほうに移管されるのかということによりまして、徳島への直接の影響。こういったものが変わってくるかと考えております。

以上でございます。

竹内委員

先ほども丸若委員のほうからもありましたけれども、人だけもらってきたって仕方ないんでね、これは。基本的な財源の問題が一番の問題だろうと思うんですね。そこで中央の従来 of 役人さんは抵抗して、抵抗勢力としていまだに頑張っておるというのが、関西広域連合でいろいろ頑張っている人たちに対する反発だったんですが、それがまあ一挙にオールスルーになったと。まだこれ通ってないんですかね。まあ通ってからの話だと思いますが、まあまずこれは通るだろう。これが通らなければ大変なことになると思います。

そういう中で最終的には徳島が少しでも有利になるように、他を押しつけてというわけではないんで、やっぱりこういうものはお互いが譲り合いをしながらやっていかなきゃならない部分というのが物すごくあるわけで、今回の関西広域連合の議員定数の問題等々で滋賀が抵抗しておりますけれども。やっぱり広域連合なんていうのは、ある部分こう、我慢をする部分というものがなかったら、全部が、府県の思いを全部出してしまったらこれはもうつぶれてしまうんですね。それで悲しいかな、これは1府県の議会が反対をすれば前へ進まんという、そういうこの総務省の自治法があるわけで、非常に問題があるわけですが、やっぱり小異を捨てて大同につくという基本的なものが、この広域連合には一番大事なんではないかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、四国州なんていうのは、これはもうとんでもない話でね、貧乏県ばかり寄ったってなんちゃもう、だからそんなことはもう県庁の人も考えてほしくないし、我々も考えない。

しかし、広域連合というものは、その1つの中の大きな役目を果たすわけで、広域連合としてはぜひ、メリットを物すごく前に出して、まだまだわかってない県民の人が多いですからね。ぜひ、そこをきちっと説明をして、そして発足までの間、議員さんもなかなか、我々のこれ特別委員の人たちだったらある程度勉強もしよんでしょうけど、他の議員さんだって、もっともっと説明をして納得をしていただくようお願いをしたい。我々も努力はいたしますけれども、ぜひお願いしたい。

もう一点、本県が尽力しているドクターヘリなんですけどね。これは今、ドクターヘリの導入をしている県ですね。ドクターヘリを買っているというか。そこはどれだけの府県があるんですか。今7つのうちの。

斎藤広域医療連携担当室長

現在稼働しておりますドクターヘリにつきましては、30 府県で 32 機が稼働しております。

以上でございます。

竹内委員

関西広域連合で。

斎藤広域医療連携担当室長

関西広域連合につきましては、3機でございます。そして徳島を含めて4機となります。

府県につきましては5府県。京都、兵庫、鳥取の共同運航。それから和歌山。それから大阪、そして来年度徳島ということになります。

竹内委員

まだ導入していないところはどこどこだった。

斎藤広域医療連携担当室長

はい。まだ導入していないところは、県でいきましたら滋賀県になります。鳥取県は共同運航しております。

竹内委員

それともう一つはどこになるの。5府県だろ。2県足らんのはどこなんですか。滋賀と。

斎藤広域医療連携担当室長

滋賀県と、それから徳島になります。

(「ああ、徳島が今度……」と言う者あり)

(「はい」と言う者あり)

竹内委員

共同運航ということで、まあほな徳島県がビリから2番目に間に合ったということなんやな。この問題で、私も和歌山の議員といろいろ話をしていたら、和歌山はややちょっと懐疑的なんやな、この問題について。この前も質問するって言うたけど、あの人病気になったんやな。病気になってやめたんやけど、彼は全部がそろったときにこれやるべきだという考えを、和歌山県議会が持っているのか彼が持っているのか、その考えを持っているのか、ちょうど反対なんよね、いつも話ししょんやけど。そこら辺はわかっているとは思うんだけど、今後どのように和歌山を引っ張り込むの。和歌山がノーと言っても、この事務についてはやれるんですか。

斎藤広域医療連携担当室長

和歌山県のドクターヘリの件の質問ですけれども、和歌山県につきましては広域連合への移管につきましては、地元の理解等、特に紀南地域における運航において少し連合に移管した場合に手薄になると。それが不安になるということで、移管を現在見合わせている状況でございます。このことに関して、事務局としてもそれぞれ地域の事情もございまして、柔軟な対応を取りつつ、事業移管に向けての理解、醸成に取り組んでいきたいと考えております。

竹内委員

これはまあ、事務局で話してもあかんので、知事と知事で話しせなあかんのちゃうん。

小谷医療健康総局長

ただいま竹内委員のほうから関西広域連合全体としてドクターヘリの共同運航といった部分で、和歌山県の対応についてお尋ねをいただいております。

その件につきましては、少し今、斎藤室長から答弁させていただいたところであります。

究極のところ、目標とするところは、やはり関西広域連合全体で、今各府県が保有しているドクターヘリ、あるいは今後予定するヘリにつきましては共同運航をする。その中で、できるだけ統一的なルール、これでもって、府県民の生命を守っていこうということが目指すところでございます。

しかしながらそこへいく過程といたしましては、和歌山県のように歴史があって、しかも県内の事情として、紀南のほうが少しカバーするところが弱いといったところ、これについては、徳島県の知事のほうから連合の井戸連合長も加えまして協議いたしまして、やはり各県の現在の事情というものも特に考慮していこうといったところで今回お願いをしております広域の連携の救急医療計画、こちらの中でも段階的にいったところで記載をいたしているところでございます。

ただ、そうは申しましても目指すところがありますので、全く今回におきましても和歌山県が当分の間は外れるというのではなくて、機能面におきましては確かに共同運航という形ではございませんが、いろんな災害医療の場合への補完体制でありますとか、救急の場合の補完体制、これについては、和歌山県も当然、その責務はメンバーとして、一員としてしっかり果たしていただくということで、その点については全くの理解をいただいているところであります。

ただ、機材を関西広域連合に移管すると、この件については、和歌山も少し時間を欲しいといったところがありますので、その点は井戸連合長も加えた中で、和歌山県の事情も考慮ができるということで、段階的な形での移管、関西広域への移管というところで続いているところでございます。

竹内委員

滋賀がきちっと、そういうヘリの導入を阻止したということであつたら、認めるというのがどうも、議会の表面的な話で、私も何回か説得はしたんやけど。まだ、移管するまではいかないというのが現状やな。そういう意味ではひとつ努力はいると思いますけど、本県が事務局ですから、ぜひ粘り強く交渉して、やっぱり最初から和歌山が、そういうふうに参加してもらおうという中でいけるように努力はしてもらいたいと思いますので、強く要請をいたしておきたいと思います。

今期の最後の委員会なんで、それぞれ、きょうは偉い人もたくさん来られておりますが、今期で勇退をされる部長さん初め職員の皆さんには、長年にわたって本県のために県庁一筋、一生懸命に頑張ってきた御努力に心から敬意を表する次第であります。

第二のいろんなことがあろうと思います。天下りではなくて、私はいつも言っているのは、県庁で培ってきたいろんな技術や能力やいろんな部分を、徳島県の民間で、それをしっかりと広めていく。今までお世話になった分をまた、民間でお返しすると、そういう思いでこれからも、第一線を引くのでなくて、まだまだお若いですから、いろんな分野で頑張ってくださいますことを心から願ひまして、私の質問を終わります。

児島委員長

ほかに質疑はございませんか。

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査をしました議案第 96 号関西広域連合規約の一部変更に関する協議については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はございませんか。

古田委員

異議あり。今回のこの議案は、大阪市と堺市の加入を認めるものでございますけれども、私は、やはりこの関西広域連合に、政令指定都市が含まれることによって、ますます道州制につながっていくのではないかと、一層近づけるものではないのかという点。

それから財界言いなりのステージが強まっていくのではないかと、そういった点を懸念をいたします。

それと、定数問題で滋賀県がいろんな声を上げておりますけれども、この大阪市、堺市が入ることによって大阪の議員数というのが 29 名中 8 名というふうなことで、大阪中心の関西広域連合になる、そういう懸念もあるわけで、私どもとしては、この議案には反対でございます。

児島委員長

それでは議案第 96 号については御異議がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 96 号関西広域連合規約の一部変更に関する協議については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって議案第 96 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で関西広域連合に関する議案の審査を終わります。

次にお諮りをいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と言う者あり)

それではそのようにさせていただきます。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第 96 号

児島委員長

この際、お諮りをいたします。

常任委員の任期は本定例会の閉会日までとなっておりますが、我々特別委員会の委員におきましても慣例により、常任委員の任期に合わせて閉会日に辞任することになっております。

そこで、辞任の手続につきましては委員長において取り計らいたいと思いますので、よろしゅうございます

か。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、本当にこの1年間、終始熱心な御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

おかげをもちまして、過怠なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員の皆様方の御協力の賜物であると心から感謝を申し上げる次第であります。

また、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度でもって審議に御協力をいただきましたことに深く感謝の意を表する次第であります。

御案内のとおり、今後、平成22年12月1日に発足をいたしました関西広域連合の議論のみならず、四国広域連合(仮称)も加えまして、双方の連携調整を図りながら当委員会を、今後運営をしていくことになると思うわけでございます。

この1年間の審査の過程において、議員の方々から表明をされました意見の、本当に重要な点につきまして、今後のこういった施策に十分反映をしていただきますように心からのお願いでございます。

終わりに当たりまして、報道関係の皆さん方におきましても、本当に毎日のように熱心に報道を賜りまして大変ありがとうございます。

委員の皆さん方には時節柄、大変厳しい時期でございますので、それぞれの中で今後とも県政の発展に御活躍を賜りますように御祈念を申し上げまして、まだ言葉足りませんが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

1年間本当に御苦勞様でございました。

川長企画総務部長

理事者を代表しまして一言ごあいさつ申し上げます。

関西広域連合設立に当たりましては、紆余曲折、さまざまな御議論をいただきました。

発足以来1年3カ月が過ぎました。その間、私どもとしましては、議会の御支援をいただきまして、特に高速料金の全国一律料金化への実施がとられたこととか、大きな成果を上げてきたところでございます。

この間、3.11東日本大震災が発生して以来、さまざまな活動にも取り組んでまいりましたが、先ほど竹内委員のほうからもございましたけれども、時の政府、じくじたる思いがあると、ここにきて内閣支持率も一方的に下がると。片や、私の感想でございますけれども、関西広域連合の株は非常に上がりつつあるんじゃないかと考えております。

この1年間、我々も委員の御質問に対しましては真剣に御答弁させていただきました。

ここにきて、関西広域連合も第一歩を踏み出したところ、また新たに四国広域連合が産声を上げようとしているところでございます。こういった広域連合につきましては、空理、空論の場ではなく、着実に県民の皆様への幸せの実現に取り組んでいかなければいけない。そのことは県民の皆様への負託を受けられた議員各位におかれても同じではなからうかと考えております。

この1年間、児島委員長さん、木南副委員長さん、大変お世話になりました。

また、各委員の方々から幅広い御意見をいただき、熱心に審議を進めてまいることができました。

また、この場をお借りして御礼申し上げますけれども、関西広域連合議会におかれましては竹内議員、福山議員にお世話になっていることを御礼申し上げます。

今後とも県政、非常に厳しいところはございますけれども、理事者一同、懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、付託された議案につきまして可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。最後の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

児島委員長

ありがとうございました。

これをもって、関西広域連合特別委員会を閉会をいたします。(14時56分)